

2.4 環境関連法令等の状況

2.4.1 環境基本法等に基づく環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく環境基準は、人の健康の保護、及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染、水質汚濁(河川、湖沼、海域及び地下水)、土壌汚染、騒音に関して環境上の条件が定められている。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

(1) 大気汚染に係る環境基準

「大気汚染に係る環境基準」は、表2.4-1に示すとおりである。

表 2.4-1(1) 大気汚染に係る環境基準

「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環告第25号、最終改正：平成8年10月25日環告第73号)
 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環告第38号、最終改正：平成8年10月25日環告第74号)
 「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環告第4号、平成30年11月19日環告第100号)
 「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環告第33号)

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	<p>【短期的評価】 定められた測定方法により連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日についての1時間値の1日平均値または各1時間値を環境基準と比較してその評価を行う。</p> <p>【長期的評価】 年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いを行わない。</p>
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	<p>【短期的評価】 定められた測定方法により連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値を環境基準と比較してその評価を行う。</p> <p>【長期的評価】 年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いを行わない。</p>
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	<p>【短期的評価】 定められた測定方法により連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日についての1時間値の1日平均値または各1時間値を環境基準と比較してその評価を行う。</p> <p>【長期的評価】 年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いを行わない。</p>
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	<p>【長期的評価】 年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%目に相当するもの(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。</p>

表 2.4-1(2) 大気汚染に係る環境基準

「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環告第25号、最終改正：平成8年10月25日環告第73号)
 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環告第38号、最終改正：平成8年10月25日環告第74号)
 「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環告第4号、最終改正：平成30年11月19日環告第100号)
 「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環告第33号)

物質	環境上の条件	評価方法
光化学オキシダント(Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	【短期的評価】 定められた測定方法により連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日についての各1時間値を環境基準と比較してその評価を行う。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	【長期的評価】 同一地点で連続24時間サンプリングした測定値(原則月1回以上)を算術平均した年平均値により評価を行う。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
微小粒子状物質(PM2.5)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	【長期的評価】 長期基準：1年平均値を環境基準と比較して評価を行う。 短期基準：年間の1日平均値のうち、低い方から98%目に相当するもの(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。
備考		
1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2.浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3.光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 4.ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 5.微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。		

(2) 騒音に係る環境基準

「騒音に係る環境基準」は、表 2.4-2 に示すとおりである。

表 2.4-2 騒音に係る環境基準

「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環告第64号、最終改正：平成24年3月30日環告第54号)

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時まで)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：1.AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 2.Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 3.Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 4.Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりである。

基準値	
昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時まで)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

注：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車道路、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離とする。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

また、神戸市では「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」（平成30年3月27日告示682号）に基づき、表2.4-3に示すとおり地域の類型を当てはめる地域を指定しており、事業実施区域及びその周囲の指定状況は図2.4-1に示すとおりである。

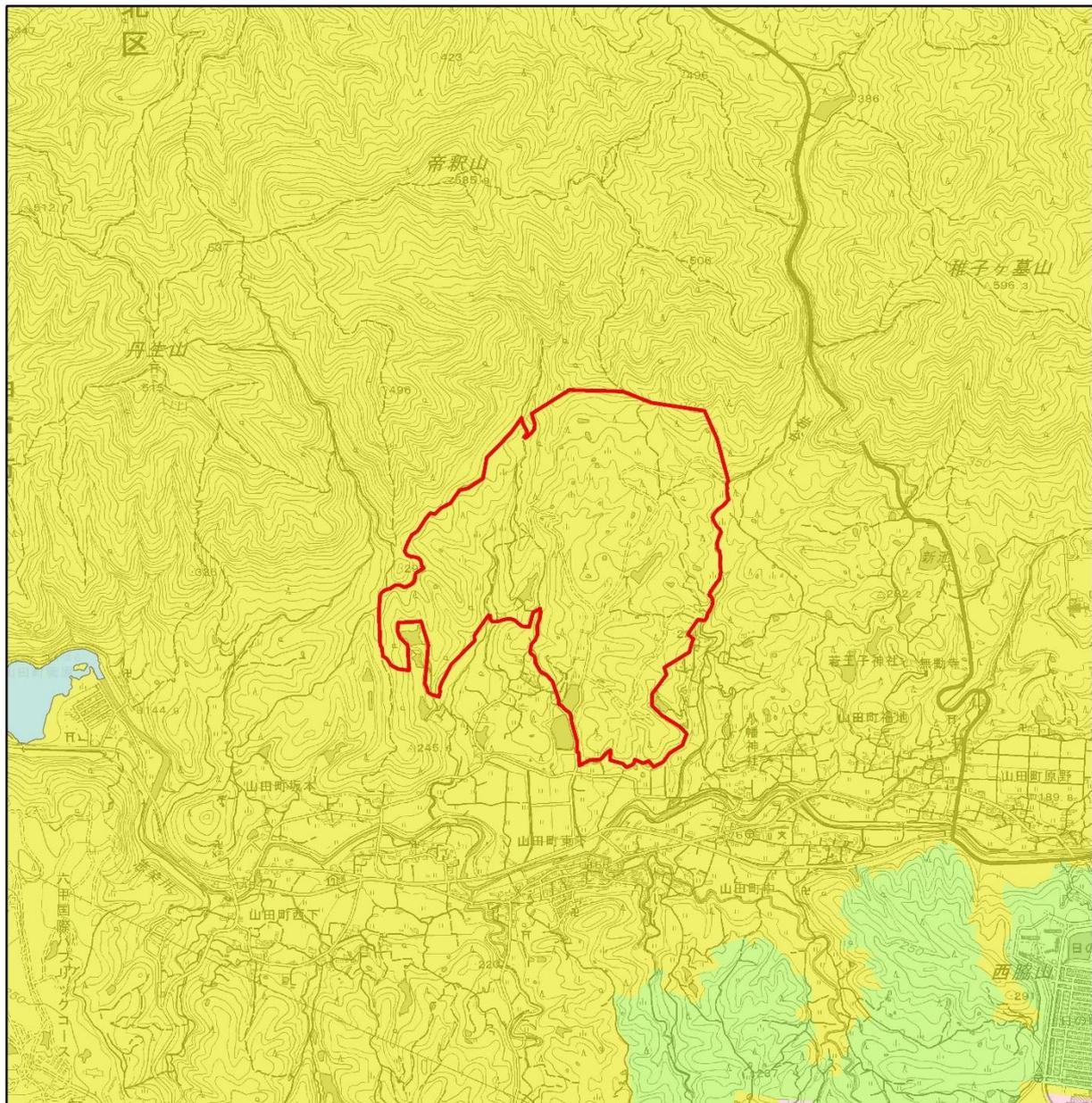
表 2.4-3 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」

(平成24年3月27日 神戸市告示第694号、平成30年3月27日 神戸市告示第682号)

地域の類型	類型をあてはめる地域
A	都市計画法第9条第1項から第4項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び第8項に規定する田園住居地域
B	都市計画法の第7条第3項に規定する市街化調整区域、同法第9条第5項から第7項までに規定する第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び、同条第23項に規定する臨港地区及び中央区神戸空港を除く。
C	都市計画法第9条第9項から第13項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域及び、同条第23項に規定する(臨港地区及び中央区神戸空港を除く。また、工業専用地域については内陸部に限る。

注：神戸市では、AA類型に指定している地域はない。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 460 号)

凡 例

- 事業実施区域
- Aの類型を当てはめる地域
- Bの類型を当てはめる地域
- Cの類型を当てはめる地域

注)出典

「神戸市情報マップ」(神戸市 HP、令和元年 5 月閲覧)
 「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」
 (平成 24 年 3 月 27 日 神戸市告示第 694 号、
 最終改正：平成 30 年 3 月 27 日 神戸市告示第 682 号)



S=1:25,000



図 2.4-1 騒音に係る環境基準の類型指定状況

(3) 水質汚濁に係る環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、全公共用水域に適用され、カドミウム等の27項目に関して、一律に定められており、基準値は表 2.4-4 に示すとおりである。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、河川、湖沼及び海域ごとに水域類型を設け、それに応じて基準値を設定しており、河川に関する環境基準は表 2.4-5 に、湖沼に関する環境基準は表 2.4-6 に示すとおりである。

兵庫県では、「公共用水域が該当する水域類型の指定等」（昭和 60 年 3 月 22 日兵庫県告示 451 号）に基づき、環境基準に係る水域類型を指定し、事業実施区域及びその周囲では、図 2.4-2 に示すとおり、志染川（水域の範囲：呑吐ダム上流端から上流の本流）が B 類型に指定されている。

表 2.4-4 人の健康の保護に関する環境基準

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環告第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日環告第 46 号）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	日本工業規格 K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2（規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。）及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L 以下	規格 65.2（規格 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合には、日本工業規格 K0170-7 の 7 の a）又は b) に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01 mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L 以下	付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	規格 34.1（規格 34 の備考 1 を除く。）若しくは 34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、日本工業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 34.1.c)（注(2)第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び付表 7 に掲げる方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	付表 8 に掲げる方法
備考		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 海域については「ふっ素」及び「ほう素」の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>		

表 2.4-5(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環告第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日環告第 46 号）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄 に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—
測定方法		日本工業規格 K0102 (以下「規格」という。) 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 21 に定める方法	付表 9 に掲げる方法	規格 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いるを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法
備考						
<p>1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した 4 段階（試料量が 0.1ml 以下の場合は 1ml に希釈して用いる。）を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

〃 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 2.4-5(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
測定方法		日本工業規格 K0102 53 に定める 方法	付表 11 に掲げる 方法	付表 12 に掲げる方法
備考 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。				

表 2.4-6(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万 m³ 以上あり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上ある人工湖）

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環告第 59 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日環告第 46 号）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—
測定方法		日本工業規格 K0102（以下「規格」という。）12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 17 に定める方法	付表 9 に掲げる方法	規格 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法
備考 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。						

注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

〃 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 2.4-6(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下
測定方法		日本工業規格 K0102 （以下「規格」とい う。）45.2、45.3、45.4 又 は 45.6（規格 45 の備 考 3 を除く。2イにお いて同じ。）に定める方 法	規格 46.3（規格 46 の 備考 9 を除く。2イに おいて同じ。）に定める 方法
備 考			
1 基準値は年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、 全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

- (注) 1 自然環境保全；自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 （「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 2.4-6(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/以下
測定方法		日本工業規格 K0102 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
測定方法		日本工業規格 K0102 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法
備考		
1 基準値は、日間平均値とする。		
2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「地下水の水質汚濁に係る環境基準」は、表 2.4-7 に示すとおりである。

表 2.4-7 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日環告第 10 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日環告第 54 号）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K 0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 K0102 の 38.1.2（規格 K0102 の 38 の備考 11 を除く。以下同じ。）及び 38.2 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L 以下	規格 K0102 の 65.2（規格 K0102 の 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格 K0170-7 の 7 の a）又は b）に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01 mg/L 以下	規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L 以下	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	JISK0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては JISK0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては JISK0102 の 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	規格 K0102 の 34.1（規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。）若しくは 34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、規格 K 0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 K0102 の 34.1.1c）（注②）第三文及び規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格 0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表 8 に掲げる方法
備考		
		<ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K 0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K 0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(5) 土壌の汚染に係る環境基準

「土壌の汚染に係る環境基準」は、表 2.4-8 に示すとおりである。

表 2.4-8 土壌の汚染に係る環境基準

「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日環告第 46 号、最終改正：平成 31 年 3 月 20 日環告第 48 号）

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格 K0102 (以下「規格」という。) 55 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
全シアン	検液中に検出されない	規格 38 に定める方法 (規格 38.1.1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。) 又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
有機燐 (りん)	検液中に検出されない	昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの (メチルジメトンにあつては、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下	規格 65.2 (規格 65.2.7 を除く。) に定める方法 (ただし、規格 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本工業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒 (ひ) 素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地 (田に限る。) においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	農用地 (田に限る。) において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002 mg 以下	平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下	シス体にあつては日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03 mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下	規格 34.1 (規格 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、日本工業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 34.1.c) (注(2)第 3 文及び規格 34 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。) 及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05 mg 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法
備考		<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒 (ひ) 素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐 (りん) とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。</p> <p>5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

(6) ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」は、表 2.4-9 に示すとおりである。

表 2.4-9 ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」
(平成 11 年 12 月 27 日環告第 68 号、最終改正：平成 21 年 3 月 31 日環告第 11 号)

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質は除く)	1 pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）
備 考		
<ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。 		

2.4.2 公害の防止に関する法令に基づく規制基準等

(1) 大気汚染

① 施設の設置等に関する規制

「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日法律第97号 最終改正 平成26年6月18日法律第72号)に基づく、工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要は、表2.4-10に示すとおりである。

表 2.4-10(1) 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要

「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月22日厚・通令第1号、最終改正：平成29年環令第1号)

物質名		主な発生の形態等	規制の方式と概要	
ばい煙	硫黄酸化物(SO _x)	ボイラー、廃棄物焼却炉等における燃料や鉱石等の燃焼	1) 排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定 許容排出量(Nm ³ /h)=K×10 ⁻³ ×He ² 一般排出基準：K=3.0～17.5 ※神戸市はK=3.0 特別排出基準：K=1.17～2.34 2) 季節による燃料使用基準 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定 硫黄含有率：0.5～1.2%以下 3) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定	
	ばいじん	同上及び電気炉の使用	施設・規模ごとの排出基準(濃度) 一般排出基準：0.04～0.5 g/Nm ³ 特別排出基準：0.03～0.2 g/Nm ³	
	有害物質	カドミウム(Cd) カドミウム化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0 mg/Nm ³
		塩素(Cl ₂)、 塩化水素(HCl)	化学製品反応施設や廃棄物焼却炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 塩素：30 mg/Nm ³ 、塩化水素：80, 700 mg/Nm ³
		フッ素(F)、 フッ化水素(HF) 等	アルミニウム精錬用電解炉やガラス製造用溶融炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0～20 mg/Nm ³
		鉛(Pb)、 鉛化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 10～30 mg/Nm ³
	窒素酸化物(NO _x)	ボイラーや廃棄物焼却炉等における燃焼、合成、分解等	1) 施設・規模ごとの排出基準 60～950 ppm 2) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定	
揮発性有機化合物(VOC)		VOCを排出する次の施設 化学製品製造・塗装・接着・印刷における乾燥施設、吹付塗装施設、洗浄施設、貯蔵タンク	施設ごとの排出基準 400～60,000 ppmC	
粉じん	一般粉じん	ふるいや堆積場等における鉱石、土砂等の粉砕・選別、機械的処理、堆積	施設の構造、使用、管理に関する基準 集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等	
	特定粉じん(石綿)	切断機等における石綿の粉砕、混合その他の機械的処理 吹き付け石綿使用建築物の解体・改造・補修作業	事業場の敷地境界基準 濃度 10本/リットル 建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準	
特定物質 (アンモニア、一酸化炭素、メタノール等28物質)		特定施設において故障、破損等の事故時に発生	事故時における措置を規定 事業者の復旧義務、都道府県知事への通報等	

表 2.4-10(2) 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要

「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年 6 月 22 日厚・通令第 1 号、最終改正：平成 29 年環令第 1 号)

物質名		主な発生の形態等	規制の方式と概要	
有害大気汚染物質	有害 248 物質(群) このうち「優先取組物質」として 23 物質		知見の集積等、各主体の責務を規定 事業者及び国民の排出抑制等自主的取組、国の科学的知見の充実、自治体の汚染状況把握等	
	指定物質	ベンゼン	ベンゼン乾燥施設等	施設・規模ごとに抑制基準 新設：50～600 mg/Nm ³ 既設：100～1500 mg/Nm ³
		トリクロロエチレン	トリクロロエチレンによる洗浄施設等	施設・規模ごとに抑制基準 新設：150～300 mg/Nm ³ 既設：300～500 mg/Nm ³
		テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機等	施設・規模ごとに抑制基準 新設：150～300 mg/Nm ³ 既設：300～500 mg/Nm ³

注) 1.ばいじん及び有害物質については、兵庫県は条例で国の基準より厳しい上乗せ基準を設定している。

2.有害大気汚染物質：低濃度でも継続的な摂取により健康影響が懸念される物質

② 自動車排出ガスの規制

神戸市は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成 4 年 6 月 3 日法律第 70 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号)において規定される、窒素酸化物及び粒子状物質の対策地域に指定されている。

(2) 騒音

「騒音規制法」(昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号 最終改正 平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号)に基づき、騒音を防止する必要があると指定された地域内における工場・事業所の事業活動に伴う騒音、建設工事に伴う騒音について規制が定められている。また、自動車騒音は、措置を要請する限度が定められている。

① 特定工場等の騒音に係る規制基準

「騒音規制法」の規定に基づく特定工場等(政令で定める特定施設を設置する事業場又は事業所)において発生する騒音の規制基準は表 2.4-11 に、事業実施区域及びその周囲における騒音規制地域の指定状況は図 2.4-3 に示すとおりである。

表 2.4-11 特定工場等に係る騒音の規制基準

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月 27 日厚・農・通・運第 1 号、最終改正:平成 27 年 4 月 20 日環告第 67 号)
 「騒音規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の指定」(昭和 61 年 3 月 25 日神戸市告示第 253 号、最終改正:平成 27 年 5 月 12 日神戸市告示第 144 号)
 「騒音規制法による騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定」(平成 25 年 3 月 29 日神戸市告示第 819 号、最終改正:平成 30 年 3 月 27 日神戸市告示第 683 号)

時間の区分 区域の区分	昼間	朝夕	夜間
	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 午後 6 時から午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	60 デシベル

備考 1 区域の区分

第 1 種区域: 都市計画法第 9 条第 1 項から第 2 項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第 8 項に規定する田園住居地域

第 2 種区域: 都市計画法第 7 条第 3 項に規定する市街化調整区域及び同法第 9 条第 3 項から第 7 項までに規定する第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域並びに、西区及び北区における同法第 9 条第 11 項に規定する準工業地域であって、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域に接する境界から 50 メートル以内の区域

第 3 種区域: 都市計画法第 9 条第 9 項から第 11 項までに規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域(第 2 種区域を除く。)並びに、西区及び北区における同法第 9 条第 12 項に規定する工業地域であって、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域に接する境界から 50 メートル以内の区域

第 4 種区域: 工業地域(第 3 種区域を除く。)及び工業専用地域(工業専用地域については内陸部に限る。)

2 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における当該基準は、この表の値から 5 デシベルを減じた値とする。

② 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表 2.4-12 に、事業実施区域及びその周囲における騒音規制区域の指定状況は図 2.4-3 に示すとおりである。

表 2.4-12 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月 27 日厚・建告 1 号、最終改正：平成 12 年 3 月 28 日 環告 16 号)

	地域の区分 ※注 2)	騒音の規制に関する基準	適用除外 ※注 3)
騒音の大きさ	①、②	85 デシベル	—
	測定位置	敷地境界	
作業時刻	①の区域	19 時～翌日 7 時の時間内でないこと	イ、ロ、ハ、ニ
	②の区域	22 時～翌日 6 時の時間内でないこと	
1 日あたりの作業時間	①の区域	10 時間を超えないこと	イ、ロ
	②の区域	14 時間を超えないこと	
作業時間	①、②	連続 6 日を超えないこと	イ、ロ
作業日	①、②	日曜日その他の休日ではないこと	イ、ロ、ハ、ニ、

備考：規制の対象となる特定建設作業の種類は、「注 1)特定建設作業の種類」に示すとおり。

注 1)特定建設作業の種類

1	くい打機又はくい抜機を使用する作業（もんけん、圧入式くい打機及び圧入式くい抜機を使用するものを除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	削岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えないものに限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであつて、その原動機の出力が 15 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（削岩機の動力として使用するものを除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 平方メートル以上のものに限る。）を設けて行う作業又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタル製造作業を除く。）
6	ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業
7	コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業

「環境の保全と創造に関する条例施行規則」（平成 8 年 1 月 8 日 兵庫県規則第 1 号）
最終改正：平成 30 年 3 月 30 日 兵庫県規則第 27 号

注 2)地域の区分

騒音規制法に基づく区域		都市計画法における用途地域
①の区域	第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域及び田園住居地域
	第 2 種区域	市街化調整区域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、西区及び北区における準工業地域であつて第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域及び田園住居地域に接する境界から 50 メートル以内の区域
	第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域（第 2 種区域を除く。）並びに、西区及び北区における工業地域であつて、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び田園住居地域に接する境界から 50 メートル以内の区域
	第 4 種区域のうち学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね 80 メートルの区域内	工業地域（第 3 種区域を除く。）及び工業専用地域（工業専用地域については内陸部に限る。）
②の区域	第 4 種区域のうち、上記の区域を除く区域	

注) 兵庫県条例では、騒音規制法による指定地域との境界から 100m 以内の工業専用地域及び臨港地区においては、騒音・振動に関する基準が適用される。

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表の第 1 号の区域の指定」（昭和 61 年 3 月 25 日神戸市告示第 254 号、最終改正：平成 27 年 5 月 12 日神戸市告示第 145 号）

注 3)適用除外

記号	内 容
イ	災害その他の非常事態の発生により緊急を要する場合
ロ	人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
ハ	鉄道・軌道の正常な運航確保のため必要な場合
ニ	道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
ホ	変電所の変更工事であって必要な場合

③ 自動車騒音の限度

自動車騒音の限度は表 2.4-13 に、事業実施区域及びその周囲における騒音規制区域の指定状況は、図 2.4-3 に示すとおりである。

表 2.4-13 自動車騒音の限度（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ））

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月 2 日総令第 15 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日環令第 32 号）

区域の区分 ※注 2)		時間の区分	
		昼 間 (午前 6 時～ 午後 10 時)	夜 間 (午後 10 時～ 翌日の午前 6 時)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令」（平成 12 年 3 月 2 日総令第 15 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日環令第 32 号）

注 1)幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

時間の区分	昼間	夜間
限 度	75 デシベル	70 デシベル

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車道路、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路の敷地の境界線からの距離とする。

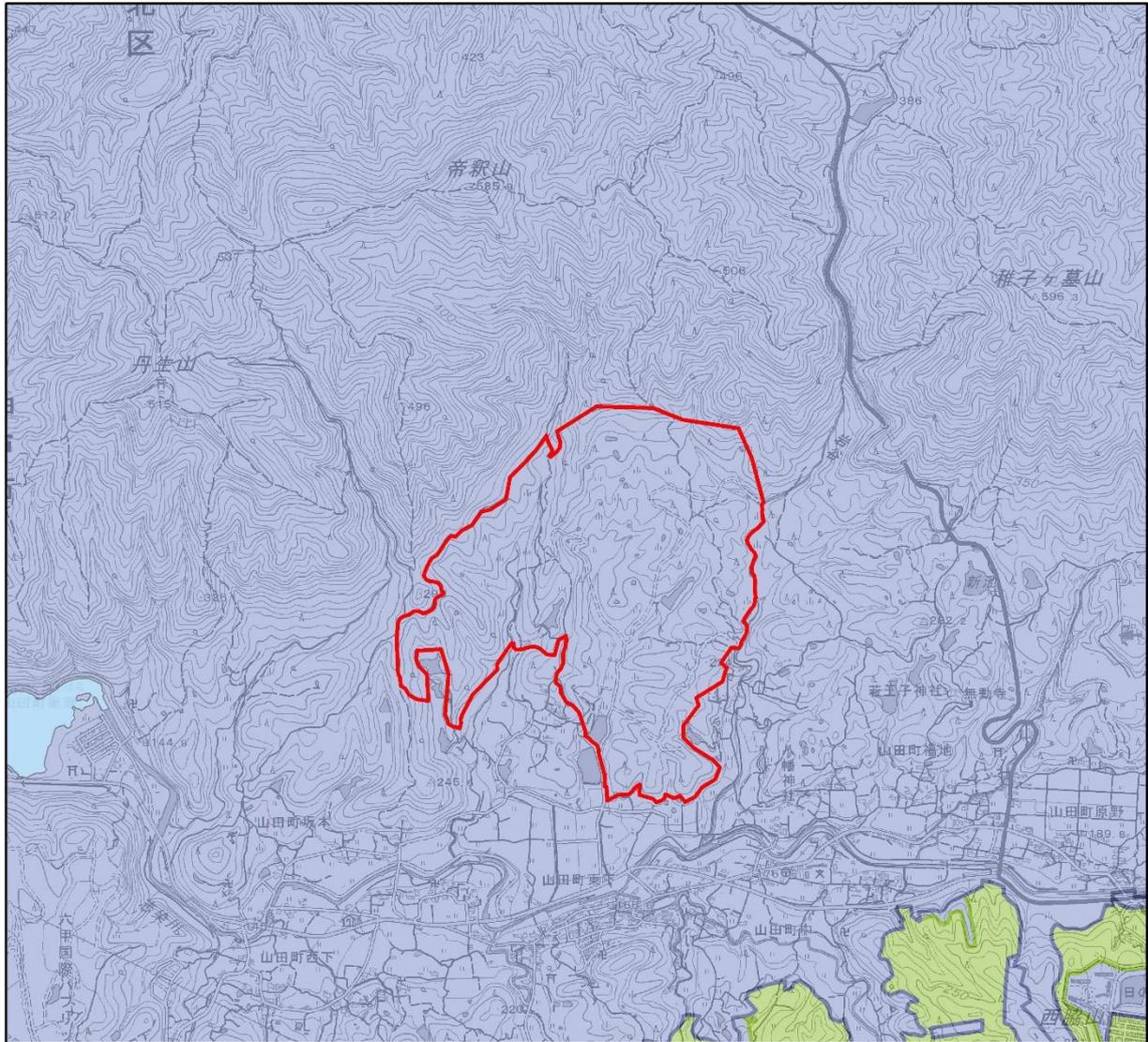
- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- ・ 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令」（平成 12 年 3 月 2 日総令第 15 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日環令第 32 号）

注 2)区域の区分

区 域	区 分
a 区域	都市計画法第 9 条第 1 項から第 4 項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び第 8 項に規定する田園住居地域
b 区域	都市計画法第 7 条第 3 項に規定する市街化調整区域及び同法第 9 条第 5 項から第 7 項までに規定する第一種住居地域、第二種住居地域並びに準住居地域(同条第 23 項に規定する臨港地区及び中央区神戸空港を除く。)
c 区域	都市計画法第 9 条第 9 項から第 13 項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域(同条第 23 項に規定する臨港地区及び中央区神戸空港を除く。また、工業専用地域については内陸部に限る。)

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考欄に規定する区域の指定」（平成 13 年 1 月 11 日神戸市告示第 313 号、最終改正：平成 30 年 3 月 27 日神戸市告示第 684 号）



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 460 号)

注)出典

- 「国土数値情報 用途地域データ (平成 23 年度)」(国土交通省 国土情報課 HP、令和元年 5 月閲覧)
- 「騒音規制法による騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定」(平成 25 年 3 月 29 日神戸市告示第 819 号)
- 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表の第 1 号の区域の指定」(昭和 61 年 3 月 25 日神戸市告示第 254 号)
- 「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考欄に規定する区域の指定」(平成 13 年 1 月 11 日神戸市告示第 313 号)

凡 例

事業実施区域

凡例	特定工場等	特定建設作業	要請限度
	第1種区域	第1号区域	a 区域
	第2種区域		b 区域
	第3種区域	第2号区域	c 区域

注 1) 学校等の周囲 80m 以内の地域は第1号地域



S=1:25,000



図 2.4-3 騒音規制地域の指定状況

(3) 振動

「振動規制法」(昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号 最終改正 平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号)に基づき、振動を防止する必要があると指定された地域内における工場・事業所の事業活動に伴う振動、建設工事に伴う振動について規制が定められている。また、道路交通振動は、措置を要請する限度が定められている。

① 特定工場等の振動に係る規制基準

「振動規制法」の規定に基づく特定工場等（政令で定める特定施設を設置する工場又は事業所）において発生する振動の規制基準は表 2.4-14 に、事業実施区域及びその周囲における振動規制地域の指定状況は図 2.4-4 に示すとおりである。

表 2.4-14 特定工場等の振動に係る規制基準

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年 11 月 10 日環告第 90 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環告第 65 号）
 「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の指定」（昭和 61 年 3 月 25 日神戸市告示第 257 号、最終改正：平成 27 年 5 月 12 日神戸市告示第 146 号）
 「振動規制法による振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定」（平成 25 年 3 月 29 日神戸市告示第 818 号、最終改正：平成 30 年 3 月 27 日神戸市告示第 685 号）

区域の区分	昼間	夜間
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考 1 区域の区分

第 1 種区域：都市計画法第 7 条第 3 項に規定する市街化調整区域及び第 9 条第 1 項から第 7 項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び第 8 項に規定する田園住居地域

第 2 種区域：都市計画法第 9 条第 9 項から第 12 項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2 第 1 種区域又は第 2 種区域の区域内に所存する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院をさせるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における当該基準は、この表の値から 5 デシベルを減じた値とする。

② 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準

「振動規制法」の規定に基づく、指定地域内における特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表 2.4-15 に、事業実施区域及びその周囲における振動規制地域の指定状況は図 2.4-4 に示すとおりである。

表 2.4-15 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準

「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日総令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環令第 19 号)

	地域の区分 ※注 2)	振動の規制に関する基準	適用除外 ※注 3)
振動の大きさ	①、②	75 デシベル	-
	測定位置	敷地境界	
作業時刻	①の区域	19 時～翌日 7 時の時間内でないこと	イ、ロ、ハ、ニ
	②の区域	22 時～翌日 6 時の時間内でないこと	
1 日あたりの作業時間	①の区域	10 時間を超えないこと	イ、ロ
	②の区域	14 時間を超えないこと	
作業時間	①、②	連続 6 日を超えないこと	イ、ロ
作業日	①、②	日曜日その他の休日ではないこと	イ、ロ、ハ、ニ、

備考：規制の対象となる特定建設作業の種類は、「注 1)特定建設作業の種類」に示すとおり。

注 1)特定建設作業の種類

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい抜機を除く。）くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	削岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えないものに限る。）
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m をこえない作業に限る。)

「環境の保全と創造に関する条例施行規則」(平成 8 年 1 月 8 日 兵庫県規則第 1 号
最終改正：平成 30 年 3 月 30 日 兵庫県規則第 27 号)

注 2)地域の区分

振動規制法に基づく区域		都市計画法の区域のめやす
①の区域	第 1 種区域	市街化調整区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
	第 2 種区域のうち「工業地域」を除いた区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
②の区域	第 2 種区域であつて「工業地域」である区域	第 2 種区域であつて「工業地域」である区域のうち学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域内

注) 兵庫県条例では、振動規制法による指定地域との境界から 100m 以内の工業専用地域及び臨港地区においては、騒音・振動に関する基準が適用される。

「振動規制法施行規則別表第 1 の付表の第 1 号の区域の指定」(昭和 61 年 3 月 25 日神戸市告示第 258 号、
最終改正：平成 27 年 5 月 12 日神戸市告示第 147 号)

注 3)適用除外

記号	内容
イ	災害その他の非常事態の発生により緊急を要する場合
ロ	人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
ハ	鉄道・軌道の正常な運航確保のため必要な場合
ニ	道路法による占用許可(協議)又は道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合
ホ	変電所の変更工事であつて必要な場合

③ 道路交通振動の要請限度

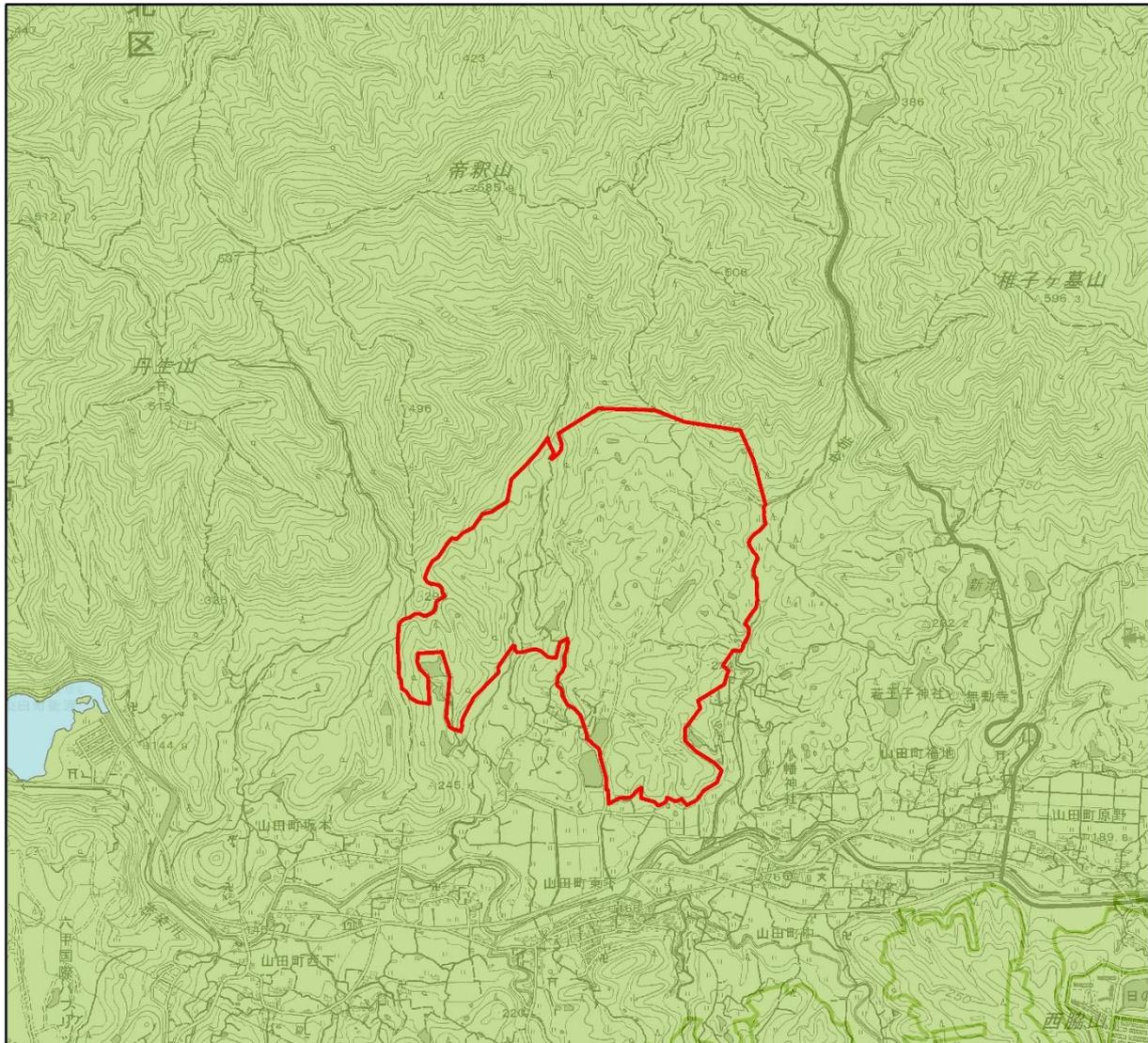
道路交通振動の要請限度に関する基準は表 2.4-16 に、事業実施区域及びその周囲における振動規制区域の指定状況は図 2.4-4 に示すとおりである。

表 2.4-16 道路交通振動の要請限度（振動レベル(L₁₀））

「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環令第 19 号）

「振動規制法施行規則別表第 2 の備考 1 の区域及び備考 2 の時間の指定」（昭和 61 年 3 月 25 日神戸市告示第 259 号）

区域の区分	昼 間 (8 時～19 時)	夜 間 (19 時～翌 8 時)
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 460 号)

出典：「国土数値情報 用途地域データ（平成 23 年度）」（国土交通省 国土情報課 HP、令和元年 5 月閲覧）
 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年 11 月 10 日環告第 90 号）
 「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の指定」（昭和 61 年 3 月 25 日神戸市告示第 257 号）
 「振動規制法による振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定」（平成 25 年 3 月 29 日神戸市告示第 818 号）
 「振動規制法施行規則別表第 1 の付表の第 1 号の区域の指定」（昭和 61 年 3 月 25 日神戸市告示第 258 号）
 「振動規制法施行規則」（平昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）

凡 例

 事業実施区域

凡例	特定工場等	特定建設作業	要請限度
	第1種区域	第1号区域	第1種区域
	第2種区域		第2種区域

注 1) 学校等の周囲 80m 以内の地域は第1号地域



S=1:25,000



図 2.4-4 振動規制地域の指定状況

(4) 悪臭

悪臭に係る規制は、「悪臭防止法」(昭和46年6月1日法律第91号、最終改正：平成23年12月14日法律第122号)に基づき、神戸市では臭気指数規制として、敷地境界線上の規制基準(1号基準)、気体排出口における規制基準(2号基準)、排出水の規制基準(3号基準)を導入している。規制基準は表2.4-17～表2.4-19に、事業実施区域及びその周囲における悪臭防止規制地域の範囲は図2.4-5に示すとおりである。

表 2.4-17 臭気指数規制による敷地境界線上の規制基準 (1号基準)

「悪臭防止法による規制地域の指定等」(平成24年10月2日神戸市告示第423号、
最終改正：平成30年3月27日 告示第686号)

区分	規制地域の指定	敷地境界線上の規制基準
第1種区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域として定められた地域(都市計画法第8条第1項第9号に規定する臨港地区として定められた地区を除く。)	臭気指数 10
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域として定められた地域(都市計画法第8条第1項第9号に規定する臨港地区として定められた地区を除く。)	臭気指数 15
第3種区域	都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域として定められた区域、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域、工業専用地域として定められた地域、都市計画法第8条第1項第9号に規定する臨港地区として定められた地区	臭気指数 18

表 2.4-18 気体排出口における規制基準 (2号基準)

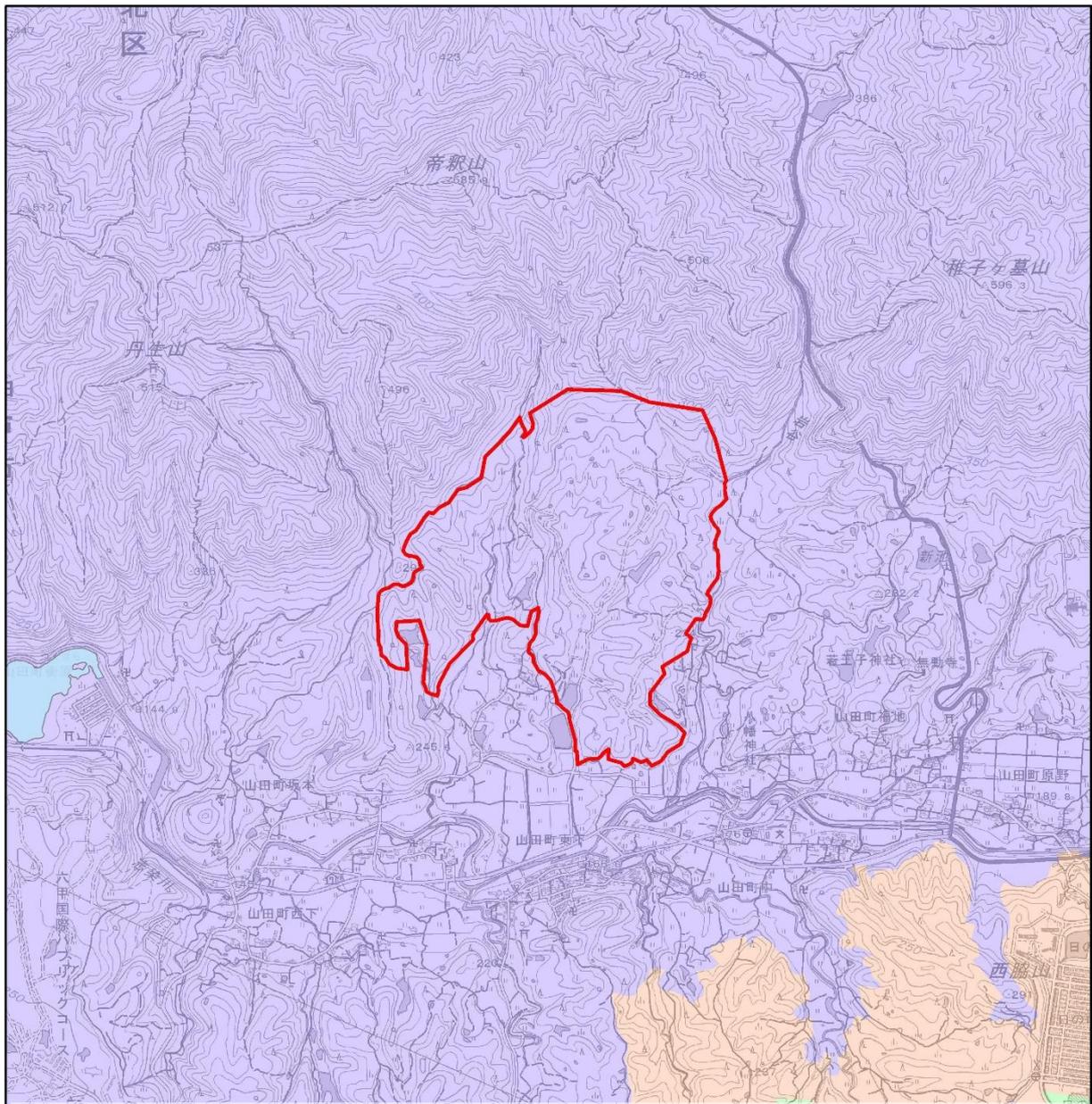
「悪臭防止法による規制地域の指定等」(平成24年10月2日神戸市告示第423号、
最終改正：30年3月27日 告示第686号)

区 分	規制基準
排出口高さ 15m 以上	指標：臭気排出強度 建物の影響などを考慮した規制式により、建物条件や排出ガスの流量等を基に算出する。
排出口高さ 15m 未満	指標：臭気指数 流量を測定しない簡易な算定方法により、排出ガスの臭気指数を算出する。

表 2.4-19 排出水の規制基準 (3号基準)

「悪臭防止法による規制地域の指定等」(平成24年10月2日神戸市告示第423号、
最終改正：30年3月27日 告示第686号)

地域区分	基準値＝第1号規制基準値+16
第1種区域	臭気指数 26
第2種区域	臭気指数 31
第3種区域	臭気指数 34



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 460 号)

凡 例

-  事業実施区域
-  第 1 種区域
-  第 2 種区域
-  第 3 種区域



S=1:25,000



出典：「国土数値情報 用途地域データ（平成 23 年度）」
 （国土交通省 国土情報課 HP、令和元年 5 月閲覧）
 「悪臭防止法による規制地域の指定等」
 （平成 24 年 10 月 2 日神戸市告示第 423 号）

図 2.4-5 臭気指数規制による規制地域

(5) 水質汚濁

① 水質汚濁防止法

「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号、最終改正：平成28年5月20日法律第47号)により、工場及び事業場から公共用水域に排出される水については、表2.4-20及び表2.4-21に示す全国一律の排水基準が定められている。

なお、事業実施区域及びその周囲の水域は、「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」(昭和49年3月27日兵庫県条例第18号、最終改正：平成17年9月21日条例第60号)に基づく、「上乗せ排水基準」の適用区域(瀬戸内海水域)である。

表2.4-20 水質汚濁防止法に基づく排水基準(有害物質)

「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日総令第35号、最終改正：平成30年8月28日、環令第18号)

有害物質	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下
シアン化合物	1 mg/L以下
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1 mg/L以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下
六価クロム化合物	0.5 mg/L以下
砒素及びその化合物	0.1 mg/L以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L以下
四塩化炭素	0.02 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下
チウラム	0.06 mg/L以下
シマジン	0.03 mg/L以下
チオベンカルブ	0.2 mg/L以下
ベンゼン	0.1 mg/L以下
セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下
ほう素及びその化合物	海域以外：10 mg/L、海域：230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外：8 mg/L、海域：15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下

注:1.「検出されないこと。」とは、水質汚濁防止法第2条の規定に基づき、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2.砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際、現に湧出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

表 2.4-21 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日総令第 35 号、最終改正：平成 30 年 8 月 28 日、環令第 18 号）

項 目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外：5.8～8.6、海域：5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L以下（日間平均120 mg/L以下）
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/L以下（日間平均120 mg/L以下）
浮遊物質 (SS)	200 mg/L以下（日間平均150 mg/L以下）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5 mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	30 mg/L以下
フェノール類含有量	5 mg/L以下
銅含有量	3 mg/L以下
亜鉛含有量	2 mg/L以下
溶解性鉄含有量	10 mg/L以下
溶解性マンガン含有量	10 mg/L以下
クロム含有量	2 mg/L以下
大腸菌群数	日間平均3,000 個/cm ³ 以下
窒素含有量	120 mg/L以下（日間平均60 mg/L以下）
燐含有量	16 mg/L以下（日間平均8 mg/L以下）

〔備 考〕

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量及びフッ素含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 9,000mg/L を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

② 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の排水基準に関する兵庫県条例

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 3 項及び第 4 項（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 12 条の 2 の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）の規定に基づき、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の排水基準に関する条例（昭和 49 年 3 月 27 日兵庫県条例第 18 号、最終改正：平成 17 年 9 月 21 日兵庫県条例第 60 号）で特定施設を設置している工場又は事業場から排出される汚水に係る上乗せ排水基準を定めている。

(6) 土壌汚染対策法

「土壌汚染対策法」(平成14年5月29日法律第53号、最終改正：平成29年5月19日法律第33号)第6条第1項第1号に基づく区域の指定に係る基準のうち、土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するもの(土壌溶出量)は表2.4-22に、土壌に含まれる特定有害物質の量に関するもの(土壌含有量)は表2.4-23に示すとおりである。

なお、事業実施区域が位置する神戸市北区には、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な要措置区域は指定されていないが、土地の形質の変更をしようとするときに届出が必要な形質変更時要届出区域が北区山田町小部字東山65番1の一部に指定されている。(平成29年4月7日付神戸市告示第21号、指定する特定有害物質：ふっ素及びその化合物)

表2.4-22 土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準(土壌溶出量)

「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年12月26日環令第29号、最終改正：平成31年1月28日環令第3号)別表第2

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.01mg以下であること。
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること。
砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

表 2.4-23 土壤汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準（土壤含有量）

「土壤汚染対策法施行規則」（平成14年12月26日環令第29号、最終改正：平成31年1月28日環令第3号）別表第3

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壤 1kgにつきカドミウム 150mg以下であること。
六価クロム化合物	土壤 1kgにつき六価クロム 250mg以下であること。
シアン化合物	土壤 1kgに遊離シアン 50mg以下であること。
水銀及びその化合物	土壤 1kgにつき水銀15mg以下であること。
セレン及びその化合物	土壤 1kgにつきセレン150mg以下であること。
鉛及びその化合物	土壤 1kgにつき鉛150mg以下であること。
砒素及びその化合物	土壤 1kgにつき砒素150mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壤 1kgにつきふっ素4,000mg以下であること。
ほう素及びその化合物	土壤 1kgにつきほう素4,000mg以下であること。

(7) 地盤沈下

地盤沈下に対する規制は、「工業用水法」（昭和 31 年 6 月 10 日法律第 146 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 5 月 1 日法律第 100 号、最終改正：平成 12 年 5 月 31 日法律第 91 号）に基づき地下水の採取制限が行われているが、事業実施区域及びその周囲は指定地域になっていない。

(8) 産業廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号、最終改正：平成27年7月17日法律第58号)により、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして、表2.4-24に示す20種類の産業廃棄物が定められている。

表 2.4-24 産業廃棄物の種類

「産業廃棄物の種類と具体例」(公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターHP、令和元年5月閲覧)

種類	具体例	
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固型化物)	

2.4.3 自然環境に係る法令等

(1) 自然公園

「自然公園法」(昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号)に基づき、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進をはかり、国民の保健、休養および教化に資することを目的として、同法第 5 条第 1 項の規定により国立公園が、同法第 5 条第 2 項の規定により国定公園が、同法第 72 条の規定に基づき「兵庫県立自然公園条例」(昭和 38 年 7 月 5 日条例第 80 号、最終改正：平成 24 年 3 月 21 日条例第 5 号)第 3 条第 1 項の規定により兵庫県立自然公園が指定されている。

事業実施区域及びその周囲は、国立公園等に指定されていない。

(2) 自然環境保全地域

「自然環境保全法」(昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号)に基づき、自然環境の適正な保全を総合的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、同法第 14 条第 1 項の規定により原生自然環境保全地域が、同法第 22 条第 1 項の規定により自然環境保全地域が、同法第 45 条第 1 項の規定に基づき「環境の保全と創造に関する条例」(平成 7 年 7 月 18 日条例第 28 号、最終改正：平成 28 年 3 月 23 日条例第 30 号)第 89 条第 1 項の規定により保全地域等(自然環境保全地域、環境緑地保全地域、自然海浜保全地区、郷土記念物)が指定されている。

事業実施区域及びその周囲は、保全地域等に指定されていない。

(3) 鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号 最終改正 平成 26 年 5 月 30 日法律第 46 号)第 28 条第 1 項の規定に基づき鳥獣保護区等が指定される。

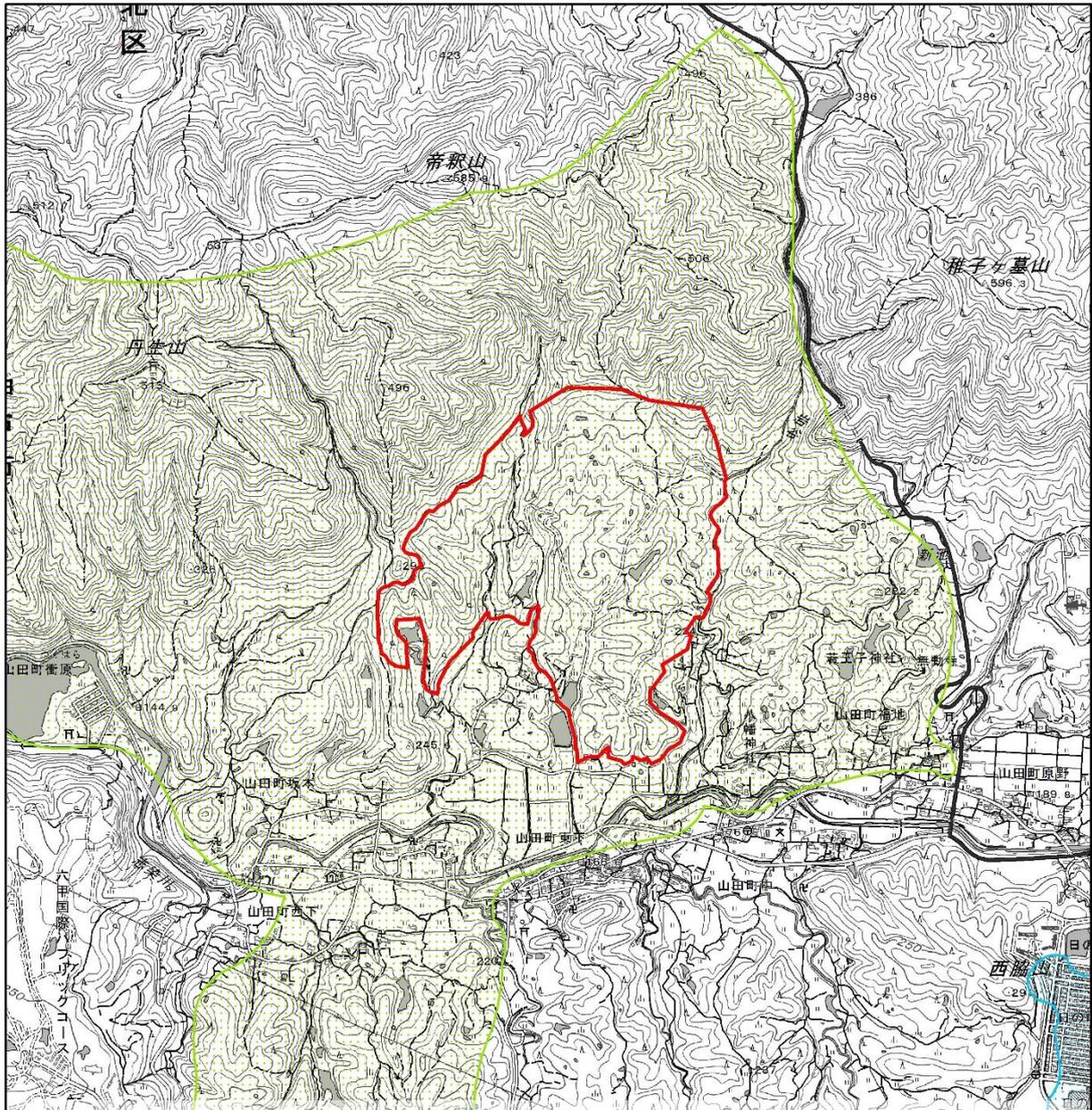
事業実施区域及びその周囲は鳥獣保護区等に指定された区域があり、指定状況は表 2.4-25 及び図 2.4-6 に示すとおりである。

表 2.4-25 鳥獣保護区等の指定状況

No.	区分	区域名	所在地	面積(ha)	設定期限
①	特定猟具使用禁止区域	丹生山	神戸市	1,370	令和 8 年 10 月 31 日
②		神戸		18,483	令和 4 年 10 月 31 日

出典：「鳥獣保護区等位置図(平成 30 年度)」(兵庫県 HP、令和元年 5 月閲覧)

「第 12 次鳥獣保護事業計画書(平成 29 年 4 月 1 日から 5 年間)」(兵庫県 HP、令和元年 5 月閲覧)



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 令元情複、第 460 号)

凡 例

- 事業実施区域
- 特定猟具使用禁止区域
- 丹生山
- 神戸



S=1:25,000



出典：「国土数値情報 鳥獣保護区データ（平成 27 年度）」
 (国土交通省 国土情報課 HP、令和元年 5 月閲覧)

図 2.4-6 鳥獣保護区等の指定状況

(4) 保安林

「森林法」(昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号、最終改正：平成 30 年 6 月 1 日法律第 35 号)の規定により、水源のかん養、土砂の崩壊等の災害の防備、生活環境の保全等の特定の公共目的のために保安林が指定されている。

事業実施区域は保安林に指定されていないが、事業実施区域周囲には保安林(丹生山地域；水源かん養保安林、保健保安林、面積；97ha)に指定された区域があり、保安林の指定状況は図 2.4-7 に示すとおりである。

(5) 風致地区等

「都市計画法」(昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：平成 30 年 4 月 25 日法律第 22 号)第 8 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、都市における風致の維持を目的として風致地区が指定されている。

事業実施区域及びその周囲には風致地区(丹生山風致地区(第 1 種)、面積；990ha)に指定された区域があり、風致地区の指定状況は表 2.4-26 及び図 2.4-8 に示すとおりである。

表 2.4-26 風致地区の指定状況

地区名	面積(ha)	風致保全計画	
丹生山 風致地区 (第 1 種)	990.0	風致保全 目標	神戸市を代表する豊かな自然域を保全するとともに、価値の高い雄大な自然景観及び山麓部の田園地域と調和した里山景観を保全し、郷土性豊かな風致景観を形成する。
		保全方針	① 地区の緑地景観を代表している主稜部のスカイライン及び南面の山腹斜面を保全する。 ② 良好な動物相や渓谷、自然林など自然環境を保全する。 ③ 山麓部の自然豊かな里山環境・景観を保全する。
		育成方針	① 緑地環境・景観を向上させるため、適切な植樹や樹林地の管理策を講ずる。 ② 市民が当地区の優れた風致とふれあうことができるよう、ハイキングルートの適切な整備、ルート沿道の樹林地の管理を行う。 ③ 国道 428 号沿いにおいては、四季の変化が感じられるサクラ等の花木や紅葉樹などを植栽することにより、良好な沿道景観を育成する。

出典：「風致地区内行為許可申請のあらまし(第 4 版)」(平成 30 年 4 月、神戸市建設局公園部計画課)

(6) 都市緑地法、生産緑地法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく指定地域等

「都市緑地法」(昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号、最終改正：平成 30 年 6 月 27 日法律第 67 号)に基づき緑地保全地区等が指定される。事業実施区域及びその周囲には特別緑地保全地区に指定された区域(帝釈丹生山特別緑地保全地区、面積；762ha)があり、指定状況は図 2.4-9 に示すとおりである。

また、「生産緑地法」(昭和 49 年 6 月 1 日法律第 68 号、最終改正：平成 29 年 5 月 12 日法律第 26 号)に基づき生産緑地地区が、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」(昭和 42 年 7 月 31 日法律第 103 号、最終改正：平成 29 年 5 月 12 日法律第 26 号)に基づき近郊緑地保全区域等が指定されるが、事業実施区域及びその周囲は生産緑地地区や近郊緑地保全区域等に指定されていない。

(7) 緑地の保全、育成及び市民利用に関する神戸市条例に基づく緑地の保存区域等

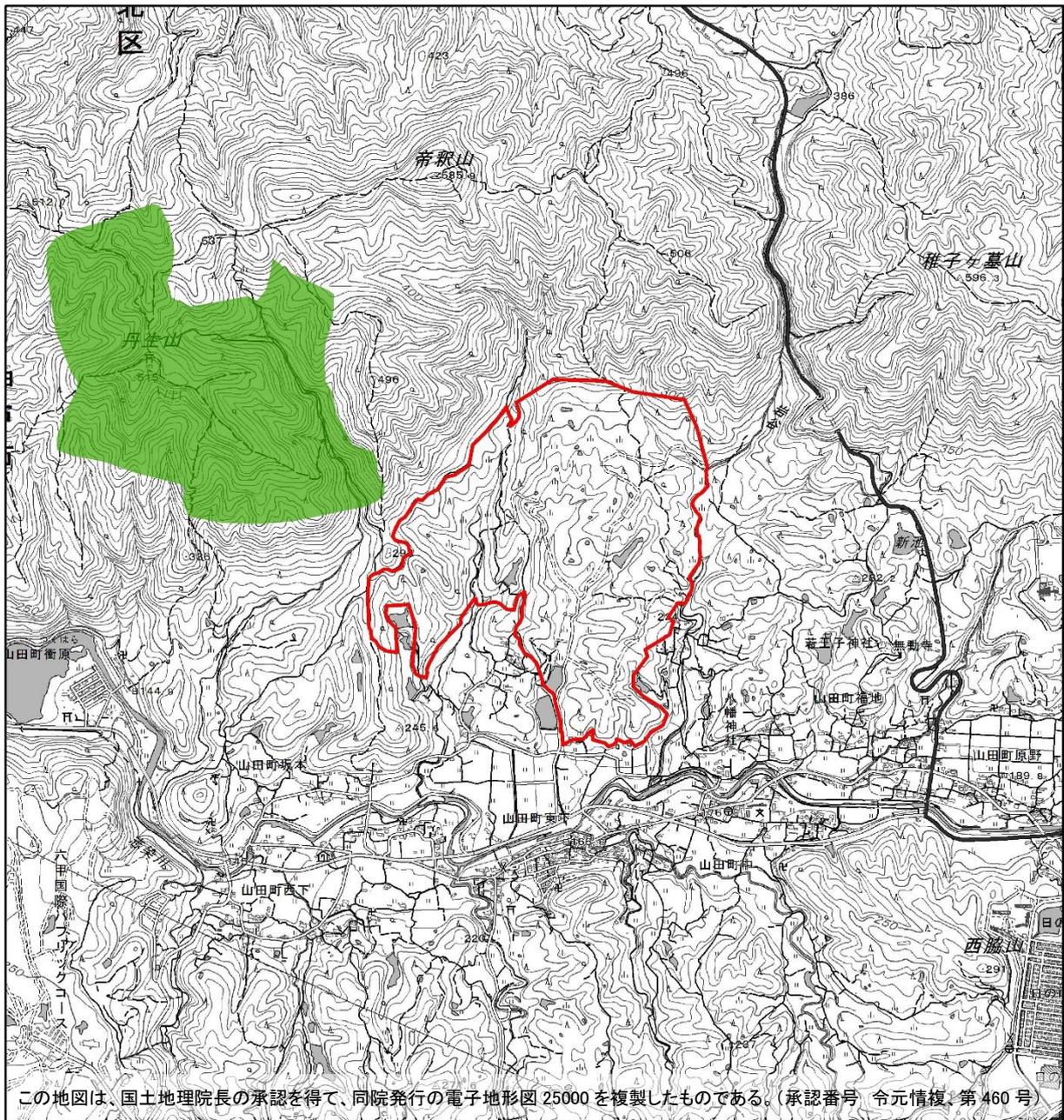
「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例」(平成3年4月1日神戸市条例第2号、最終改正：平成22年7月13日神戸市条例第5号)に基づき緑地の保存区域、緑地の保全区域及び緑地の育成区域が指定されている。

事業実施区域には緑地の育成区域に指定された区域が、事業実施区域の周囲には緑地の育成区域、緑地の保全区域や緑地の保存区域に指定された区域があり、指定状況は図2.4-10に示すとおりである。

(8) 人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例に基づく環境保全区域

「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」(平成8年4月15日神戸市条例第10号、最終改正；平成28年3月31日神戸市条例第44号)に基づき「人と自然との共生ゾーン」に指定され、「人と自然との共生ゾーン」は4つの農村用途区域(農業保全区域、集落居住区域、環境保全区域、特定用途区域)に区分されている。

事業実施区域の一部は環境保全区域に指定されており、指定状況は図2.4-11に示すとおりである。



凡 例

- 事業実施区域
- 保安林

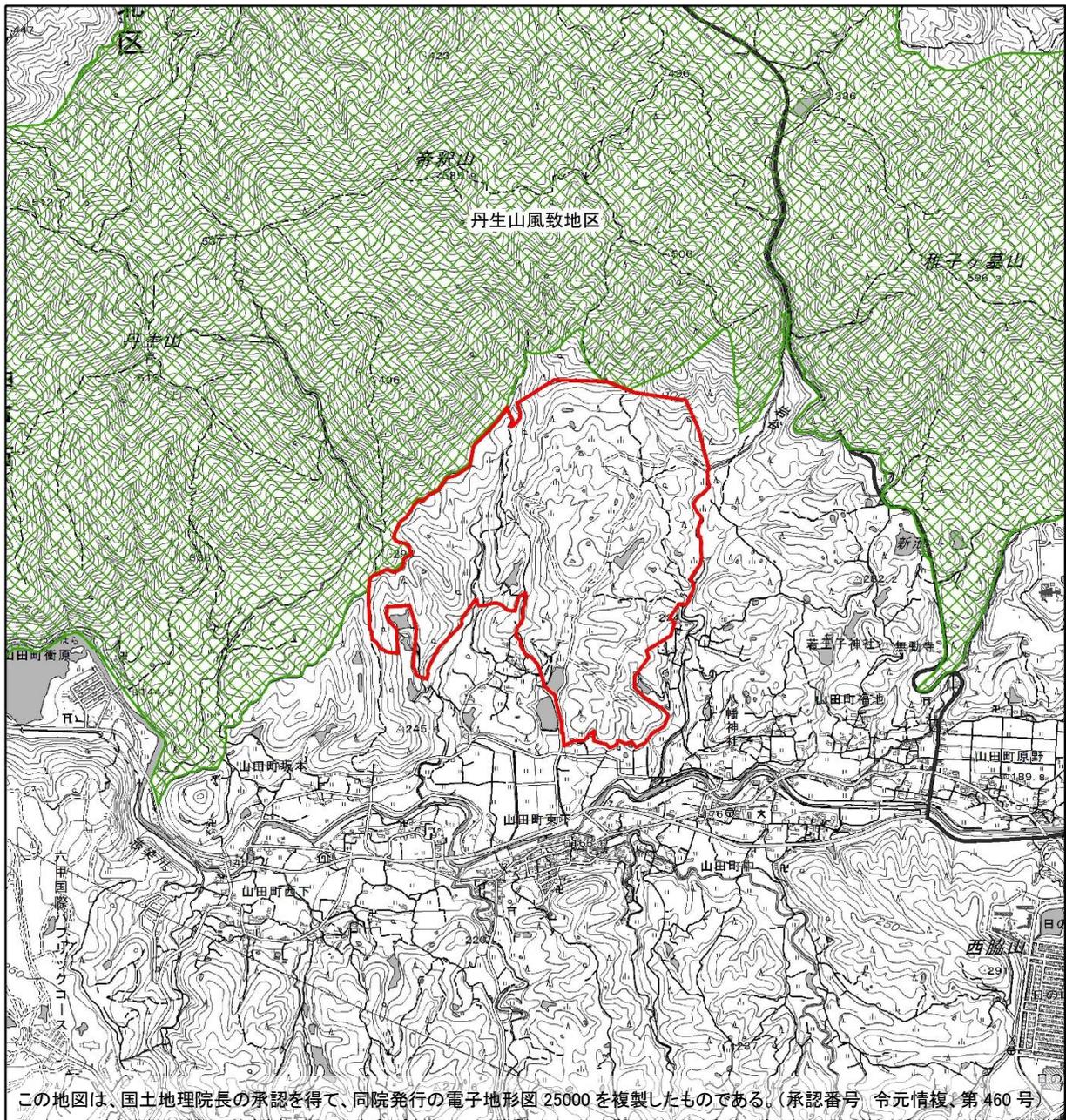


S=1:25,000



出典：「国土数値情報 森林地域データ（平成 27 年度）」
 (国土交通省 国土情報課 HP、令和元年 5 月閲覧)

図 2.4-7 保安林の指定状況



凡 例

- 事業実施区域
- 丹生山風致地区 (第1種)

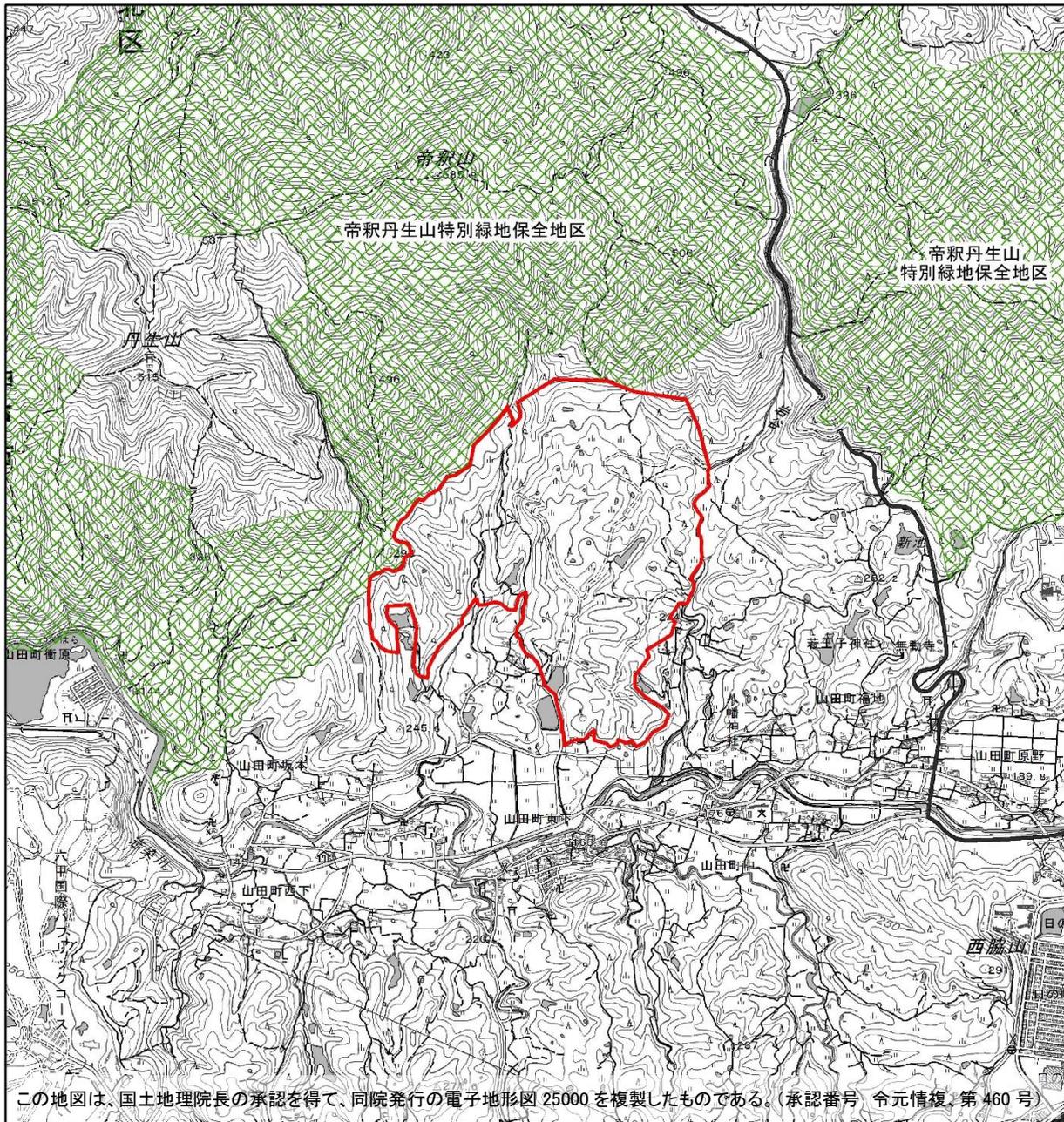


S=1:25,000



出典：「神戸市情報マップ」 (神戸市 HP、令和元年 5 月閲覧)

図 2.4-8 風致地区の指定状況



凡 例

- 事業実施区域
- 特別緑地保全地区

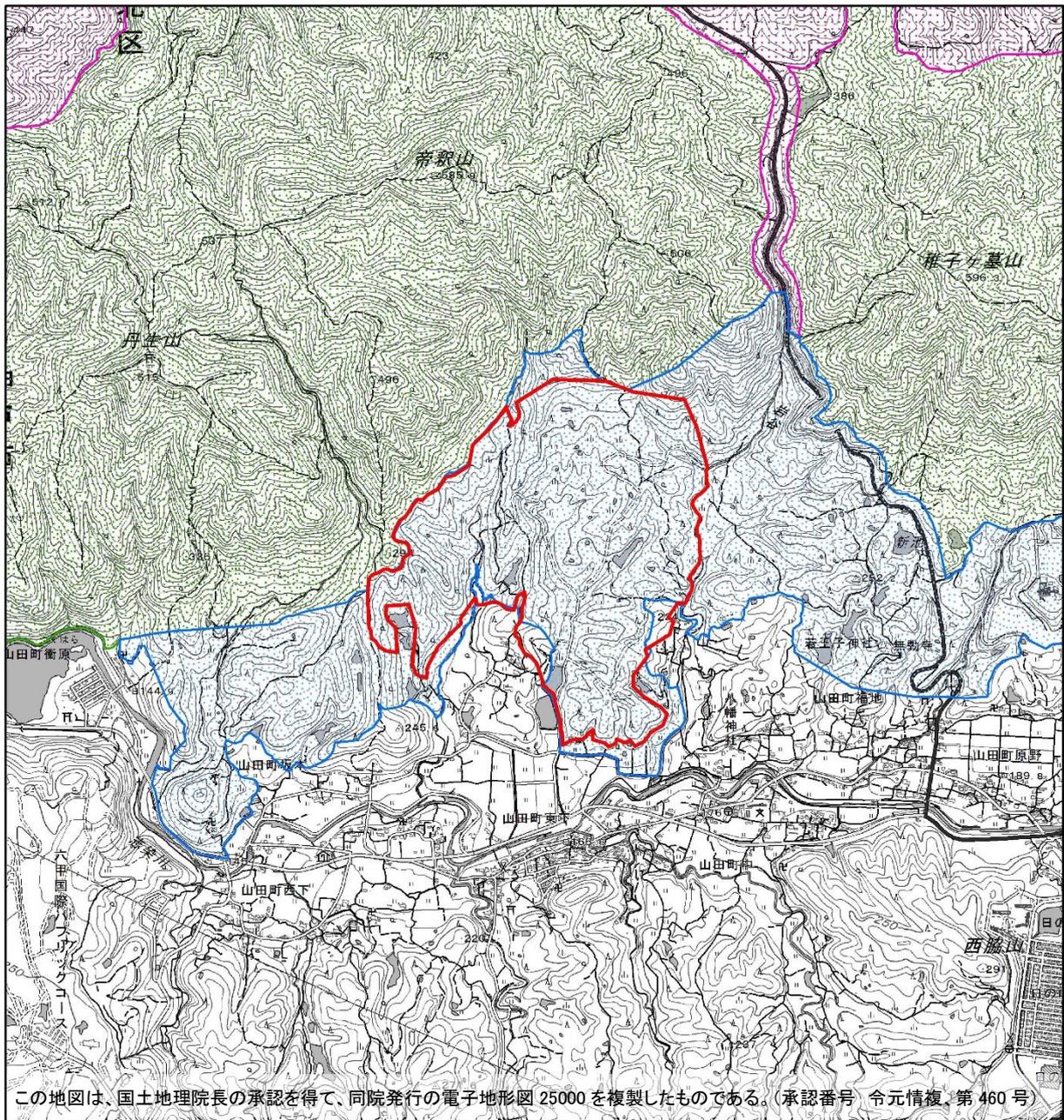


S=1:25,000



出典：「神戸市情報マップ」 (神戸市 HP、令和元年 5 月閲覧)

図 2.4-9 特別緑地保全地区



凡 例

-  事業実施区域
-  緑地の保存区域
-  緑地の保全区域
-  緑地の育成区域



S=1:25,000



出典：「神戸市情報マップ」（神戸市 HP、令和元年 5 月閲覧）

図 2.4-10 緑地の保存区域等の指定状況

2.4.4 文化財保護法に基づく指定文化財等

事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日号外法律第 42 号）、「兵庫県文化財保護条例」（昭和 39 年 4 月 1 日条例第 58 号、最終改正：平成 31 年 3 月 19 日条例第 20 号）、「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」（平成 9 年 3 月 31 日条例第 50 号、最終改正：平成 28 年 3 月 31 日 条例第 47 号）に基づく指定文化財の状況は表 2.4-27 に、分布状況は図 2.4-12 に示すとおりである。

また、「文化財保護法」に基づく埋蔵文化財の分布状況は、図 2.4-13 に示すとおりである。

表 2.4-27 事業実施区域及びその周囲における指定文化財の状況

分類	No.	名称	所在地	年代	指定年月日
神戸市指定 記念物	①	丹生山・明要寺参道 町石群	神戸市北区山田町坂本	南北朝	平成 11 年 2 月 24 日
神戸市認定 地域文化財	②	栗花落の井	神戸市北区山田町原野字札 場 14	奈良	平成 16 年 3 月 30 日
国指定 重要文化財	③	八幡神社三重塔	神戸市北区山田町中字宮ノ 片 57	室町後期	大正 3 年 4 月 17 日
国指定 重要文化財	④	若王子神社本殿	神戸市北区山田町福地字新 池 101	室町前期	大正 3 年 4 月 17 日
国指定 重要文化財	⑤	箱木家住宅	神戸市北区山田町衝原字道 南 1-4	室町	昭和 42 年 6 月 15 日
国指定 重要文化財	⑥	木造大日如来坐像 釈迦如来坐像 阿弥陀如来坐像	神戸市北区山田町福地字新 池 100	平安中期 平安中期 室町	大正 3 年 8 月 25 日
国指定 重要文化財	⑦	木造不動明王坐像	神戸市北区山田町福地字新 池 100	平安後期	大正 3 年 8 月 25 日
国指定 重要文化財	⑧	木造十一面観音像	神戸市北区山田町福地字新 池 100	平安中期	大正 3 年 8 月 25 日
県指定 重要文化財	⑨	木造阿弥陀如来坐 像	神戸市北区山田町福地字新 池 100	平安	昭和 59 年 3 月 28 日
神戸市指定 文化財	⑩	八幡神社舞台 八幡神社本殿	神戸市北区山田町中字宮ノ 片 57	江戸中期	平成 9 年 10 月 23 日
神戸市指定 文化財	⑪	紙本著色丹生山明 要寺参詣曼荼羅図	神戸市北区山田町坂本 丹 生宝庫	室町	平成 11 年 2 月 24 日
神戸市指定 文化財	⑫	絹本墨画群猫図	神戸市北区山田町坂本 丹 生宝庫	室町	平成 11 年 2 月 24 日
神戸市指定 文化財	⑬	絹本著色一万三千 仏図	神戸市北区山田町坂本字東 49 ※個人所有物(神戸市立博物 館寄託)	南北朝	平成 12 年 2 月 10 日
神戸市指定 文化財	⑭	石造宝篋印塔	神戸市北区山田町中字岡ノ 上	南北朝中期	平成 15 年 3 月 26 日
神戸市指定 文化財	⑮	石灯籠	神戸市北区山田町原野字谷 寺口 35	室町前期	平成 17 年 3 月 15 日

出典：「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP、令和元年 5 月閲覧）

「兵庫県指定文化財」（兵庫県教育委員会 HP、令和元年 5 月閲覧）

「神戸市内の指定文化財」（神戸市 HP、令和元年 5 月閲覧）

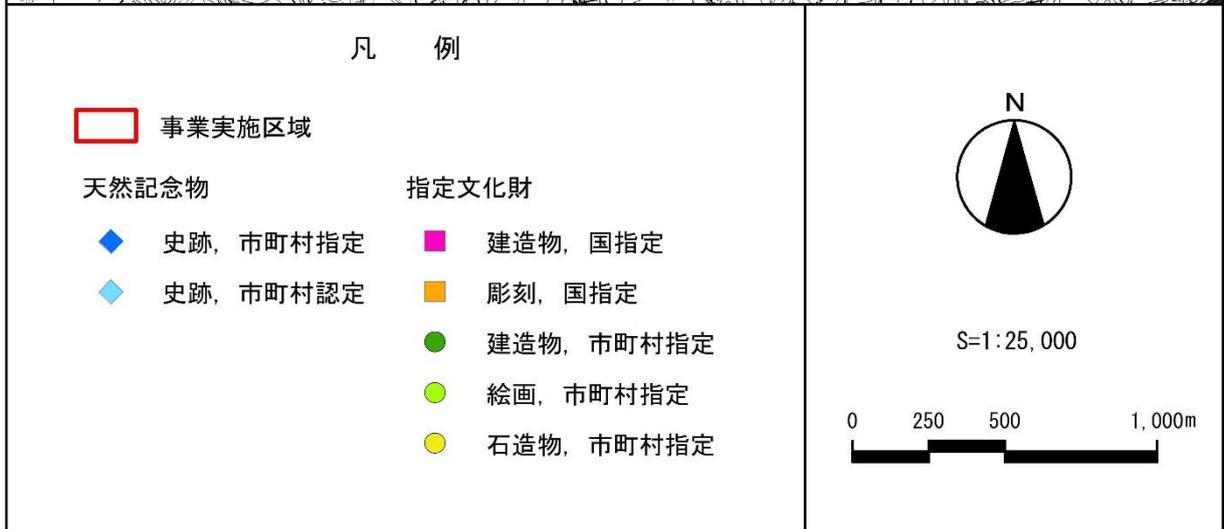
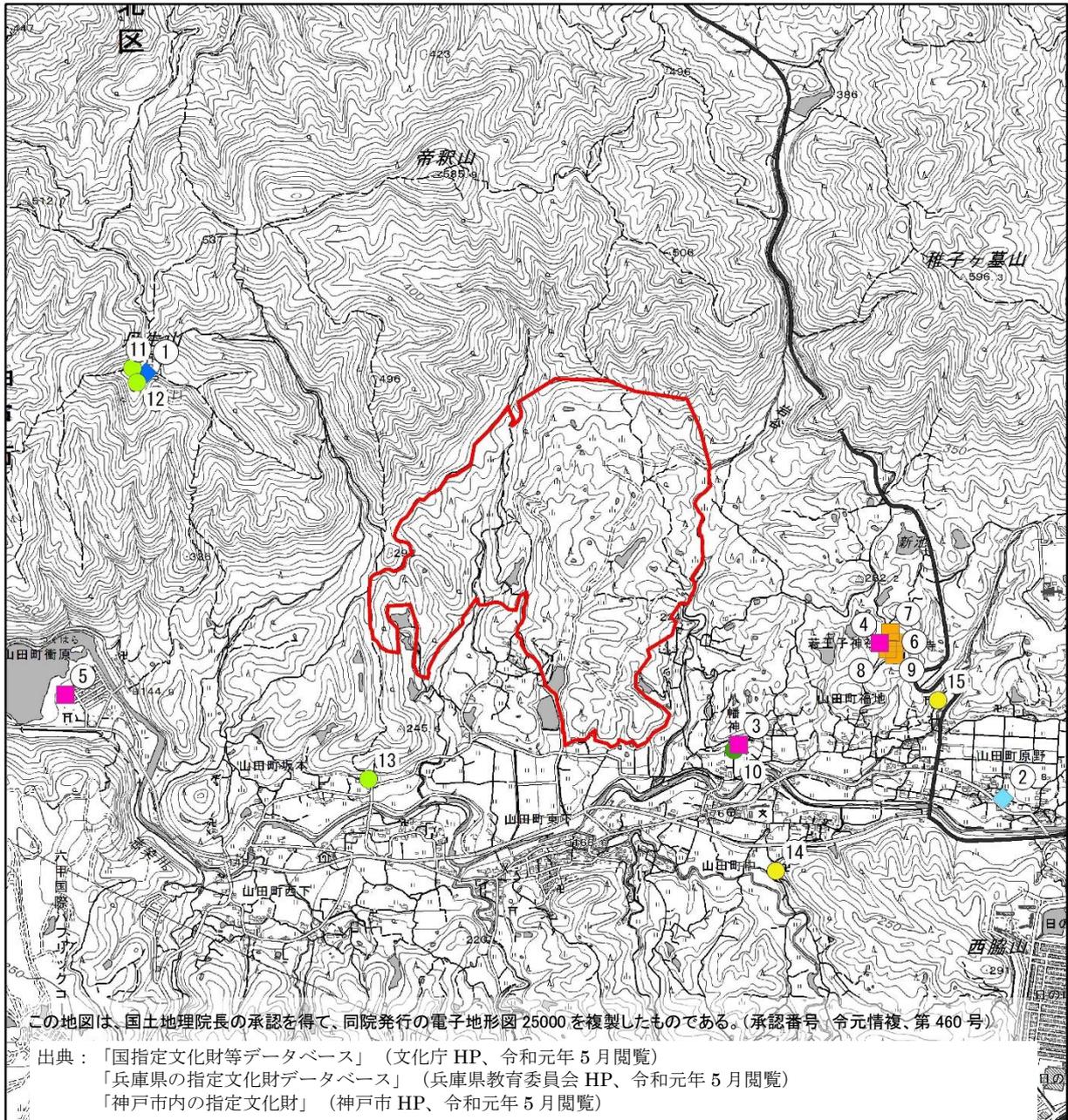


図 2.4-12 指定文化財の分布状況

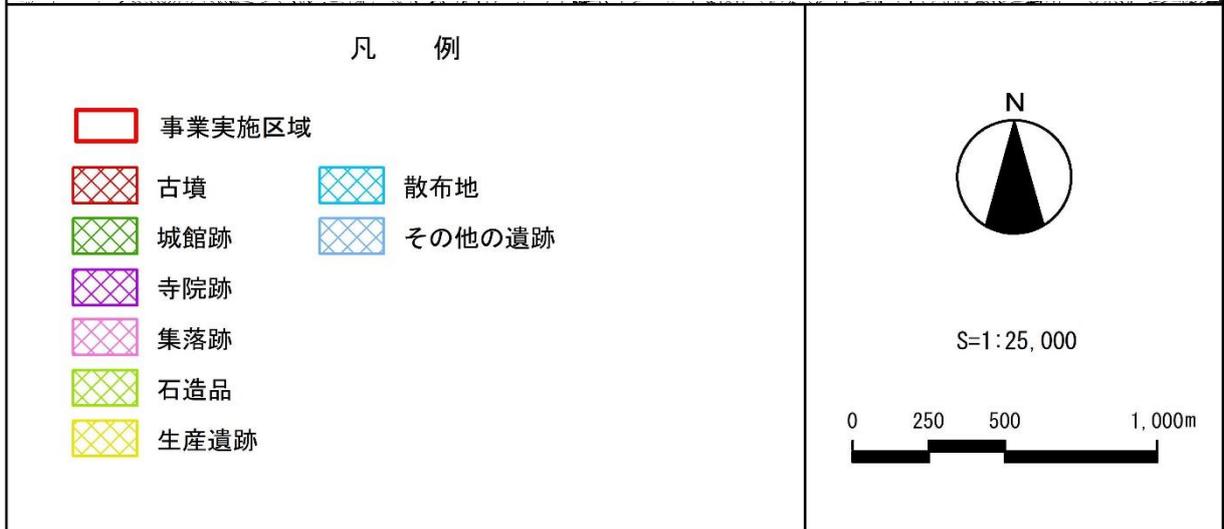
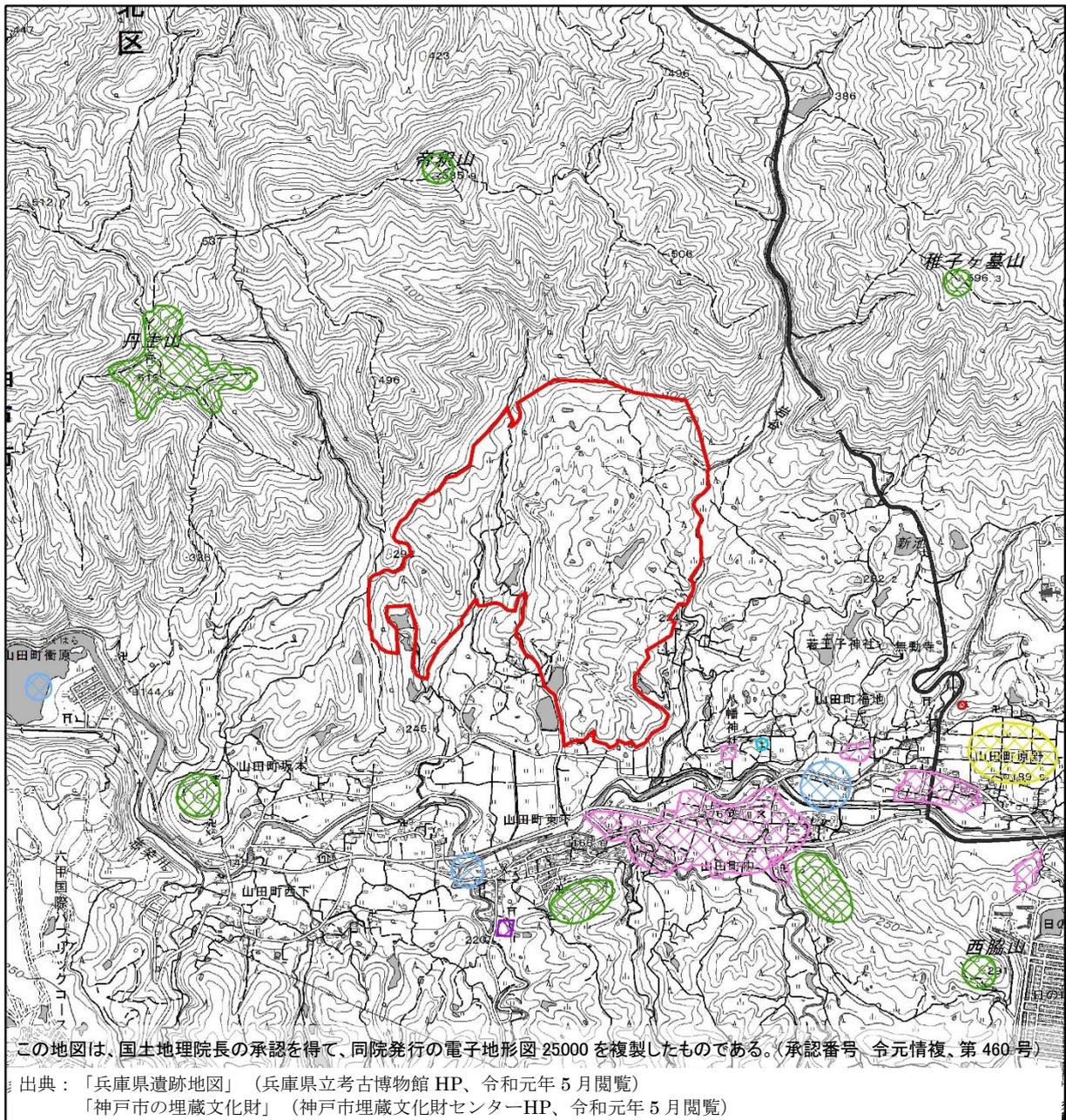


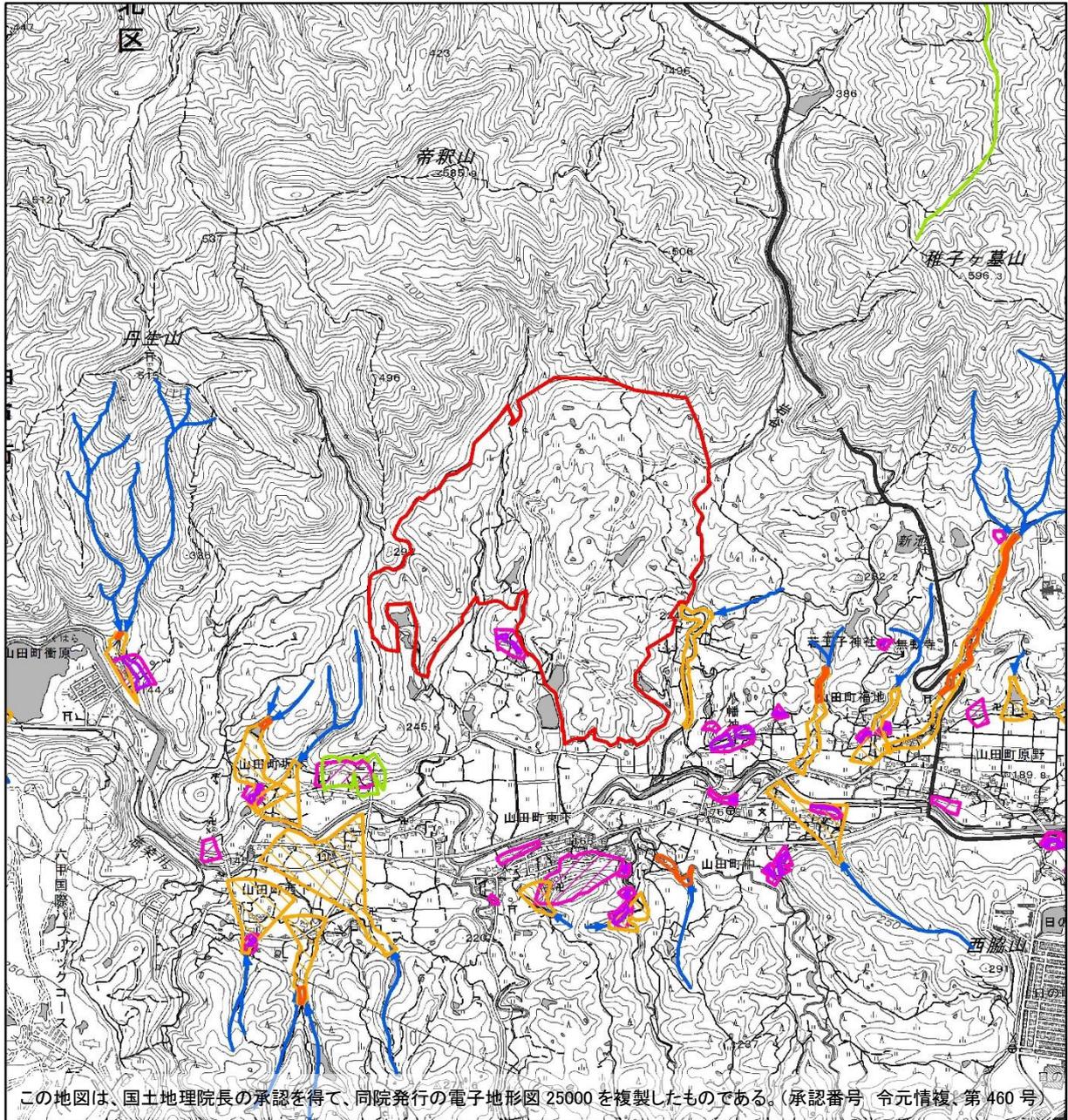
図 2.4-13 埋蔵文化財の分布状況

2.4.5 防災関連法令等による指定状況

災害防止の観点から、「砂防法」（明治 30 年 3 月 30 日法律第 29 号、最終改正：平成 25 年 11 月 22 日号外法律第 76 号）、「地すべり等防止法」（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日号外法律第 45 号）及び「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号、最終改正：平成 17 年 7 月 6 日号外法律第 82 号）に基づき、砂防指定地域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等が指定されるが、事業実施区域及びその周囲に指定区域はない。

兵庫県では、林野庁の「山地災害危険地区調査要領」に基づき兵庫県が独自の基準で調査した被害想定区域として、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区等を指定している。事業実施区域及びその周囲における防災に係る規制区域の指定状況は、図 2.4-14 に示すとおりである。

また、兵庫県では、様々な自然災害に対する県民の防災知識の向上を図るとともに、災害の発生が予想される際のよりの確かつ迅速な避難行動が可能となるよう「兵庫県 CG ハザードマップ地域の風水害対策情報」を作成している。事業実施区域及びその周囲におけるため池災害及び河川浸水想定区域は、図 2.4-15 に示すとおりである。



凡 例

-  事業実施区域
-  土石流
-  土石流(特別警戒区域)
-  地滑り
-  急傾斜地の崩壊
-  急傾斜地の崩壊(特別警戒区域)
-  土石流危険渓流
-  崩壊土砂流出危険区域



S=1:25,000



出典：「兵庫県 CG ハザードマップ 地域の風水害対策情報」
(兵庫県 HP、令和元年 5 月閲覧)

図 2.4-14 防災関連区域の指定状況図

2.4.6 環境の保全に関する計画

(1) 第5次兵庫県環境基本計画

兵庫県では、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、平成8年6月に「兵庫県環境基本計画」を策定した。

平成14年5月には、21世紀の環境適合型社会の実現を目指して、新たに生じてきた環境問題にも的確に対応するため、新しい環境保全・創造に関する指針となる「新兵庫県環境基本計画」を策定し、さらに平成20年12月には「新兵庫県環境基本計画」を改定して「第3次兵庫県環境基本計画」を策定し、平成26年3月には「第4次兵庫県環境基本計画」を策定している。

平成28年11月に京都議定書に代わる温室効果ガス削減等に向けた新たな国際枠組みである「パリ協定」が発効したが、米国の離脱表明による気運の低下等が懸念されるなか、地球温暖化対策を後退させないためにも、我が国をリードする取組を一層展開していくことが求められる。また、平成27年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「持続可能な開発目標」(SDGs)として17のゴールが提示されたが、その中には、環境問題に関わる課題が数多く含まれるなど、地球環境の持続性に関する国際的な危機感が高まっている。

国内に目を転じると、本格的な少子高齢化・人口減少に加え、人口の都市部への集中による地域的な偏在が急速に進展している。こうした中で、担い手の減少による里地・里山の維持管理の困難や、野生鳥獣被害の拡大など、環境分野においても深刻な影響が懸念される。また、シカやイノシシなどの野生鳥獣による被害やヒアリをはじめとする危険な外来生物の防除など、顕在化する課題に対してより一層の取組の強化が求められる。

このような社会情勢や環境課題の変化に適切に対応し、兵庫県が目指すべき持続可能な社会の将来像及び重点的に取り組むべき施策を明らかにするために、「第5次兵庫県環境基本計画」を策定している。

「第5次兵庫県環境基本計画」の概要は、表2.4-28に示すとおりである。

表 2.4-28 「第 5 次兵庫県環境基本計画」の概要

項目	概 要
計画の期間	計画期間は、令和 22 年頃を展望しつつ、概ね 10 年間（令和 12 年度まで）とし、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応するため、原則として 5 年ごとに見直しを行うこととする。
目指すべき将来像	<p>【活動の“場”の将来像】 「くらし」の姿～環境優先のライフスタイルの確立～ 「しごと」の姿～環境に適応したオフィスやものづくり～ 「まち」の姿～環境と共生するまちづくり～ 「さと」の姿～豊かな自然環境の再生～</p> <p>【“地域力”を基盤とした活動の将来像】 ○様々なライフステージに応じた環境学習・教育が展開され、ふるさと意識・環境保全に対する意識の向上が図られている ○地域資源を活用した環境保全・創造の取組など、県民、事業者、地域団体、NPO、大学・研究機関、行政等のネットワークによる地域づくりが進んでいる ○県内の環境の状況や県施策の取組状況等の積極的な情報提供により、県民の参画・協働の基盤が整備されている</p>
基本理念	環境を優先する社会へ地域が先導し、“恵み豊かなふるさとひょうご”を次代につなぐ
重点目標	<p>当面の目標として令和 7 年度を目標年次とした「重点目標」を設定し、その達成に向けた施策を集中的に進める。</p> <p>【低炭素】 ①令和 12 年度の県内温室効果ガス排出量 26.5%削減（平成 25 年度比） ②令和 12 年度の再生可能エネルギーによる発電量 70 億 kWh ③令和 7 年度の適応策(地球温暖化による被害の軽減策)の県民への認知度 50% ④令和 12 年度までに全ての県庁舎の照明※を LED 化(※一部特殊照明等を除く)</p> <p>【自然共生】 ⑤令和 7 年度の生物多様性保全プロジェクト団体数 100 団体 ⑥令和 7 年度の野生鳥獣による農林業被害額 50%削減(平成 25 年度比) ⑦令和 7 年度の里山林整備面積 33%増(平成 27 年度比) ⑧令和 7 年度の漁場環境改善面積 5,579ha</p> <p>【資源循環】 ⑨令和 7 年度の 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量 463g/人日 ⑩令和 7 年度の最終処分量を一般廃棄物 32%削減、産業廃棄物 28%削減(平成 24 年度比) ⑪令和 7 年度の最終処分率を一般廃棄物 10.8%、産業廃棄物 2.27% ⑫令和 7 年度のごみ発電能力 15%増(平成 24 年度比)</p> <p>【安全・快適】 ⑬河川・海域・湖沼における水環境の良さ(環境基準)100%達成 ⑭大気のきれいさ(環境基準)100%達成 ⑮令和 7 年度の新規登録車(乗用車)のうち次世代自動車の割合 48% ⑯令和 7 年度までに全市町が発災時に適切かつ速やかな対応を可能とする災害廃棄物処理計画を策定</p> <p>【地域力】 ⑰令和 7 年度の持続可能な社会づくりを先導する人材 30%増(平成 28 年度比) ⑱令和 7 年度の自主的に環境保全に取り組む事業者数 15%増(平成 28 年度比) ⑲令和 7 年度の環境保全に取り組む NPO 法人数 20%増(平成 28 年度比) ⑳「ひょうごの環境」ホームページ年間アクセス数 100 万件</p>

出典：「第 5 次兵庫県環境基本計画」（平成 31 年 2 月、兵庫県）

(2) 兵庫県地球温暖化対策推進計画

兵庫県では、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、平成8年3月に「兵庫県地球温暖化防止推進計画」を策定し、平成12年7月に「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」として改定した。

平成25年6月には、「兵庫県地球温暖化対策方針～当面取り組むべき施策の方向性～」を策定、平成26年3月に「第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画」を策定し様々な主体の参画と協働のもと、低炭素社会の実現を目指していたが、国内外の動きを受け、2030年度を見据えた新たな計画として平成29年3月に「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を策定した。

「兵庫県地球温暖化対策推進計画」の概要は、表2.4-29に示すとおりである。

表 2.4-29 「兵庫県地球温暖化対策推進計画」の概要

項目	概要
計画の期間	計画期間は、2030(R12)年度までとする。ただし、2020(R2)年度に中間目標を置き、その取組状況を踏まえ必要に応じて見直しを行う。
計画の目標	<p>【温室効果ガス削減目標】</p> <p>最終目標：2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で26.5%削減 (1990年度比で24.9%削減、2005年度比で27.6%削減)</p> <p>中間目標：2020年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で5%削減 (1990年度比で3%削減、2005年度比で6%削減)</p> <p>【再生可能エネルギー導入目標】</p> <p>2030年度目標：再生可能エネルギーによる発電量70億kWh</p> <p>2020年度目標：再生可能エネルギーによる発電量50億kWh</p>
6つの方針に基づく重点的取組	<p>県の地球温暖化対策の着実な推進のために定めた6つの方針に基づき部門別・分野別に「重点的取組」を示し、県民・事業者・団体・行政等様々な主体の参画と協働のもと本計画を推進する。</p> <p>【方針1】 日常生活や経済活動からの温室効果ガス排出削減</p> <p>【方針2】 再生可能エネルギーの導入拡大</p> <p>【方針3】 低炭素型まちづくりの推進</p> <p>【方針4】 CO₂吸収源としての森林の機能強化</p> <p>【方針5】 温暖化からひょうごを守る適応策の推進</p> <p>【方針6】 次世代の担い手づくり</p>
各主体の役割と推進体制	<p>地球温暖化対策を着実に推進するため、県民・事業者・団体・行政等の各主体の参画と協働により取り組むことが重要である。</p> <p>これら取組の推進及び計画の適切な進捗管理を実施するため、県は進捗状況の点検・評価を取りまとめ、県環境審議会に報告し意見・提言を求めるとともに、農林・県土・まちづくり・産業・県民局など、部局横断で情報共有・施策の調整・見直しを図る。</p>

出典：「兵庫県地球温暖化対策推進計画」（平成29年3月、兵庫県）

(3) 兵庫県地域公害防止計画

兵庫県では、昭和 47 年度に兵庫県東部地域公害防止計画を策定して以来、阪神・播磨地方の臨海部の人口や産業が集積した地域を対象として公害防止計画を策定し、総合的かつ計画的な公害防止対策事業を展開してきた。

当地域の環境は、公害防止に関する諸施策の推進により、全般に長期的には改善の傾向が見られるものの、さらに改善を要する地域もあることから、平成 24 年 3 月に平成 23～令和 2 年度を計画期間とする「兵庫県地域公害防止計画」を策定し、公害防止対策を推進している。

「兵庫県地域公害防止計画」の概要は、表 2.4-30 に示すとおりである。

表 2.4-30 「兵庫県地域公害防止計画」の概要

項目	概要
対象の地域	神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市及び川西市の区域
計画の期間	平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間
計画の目標	環境基準の達成
主要課題	【自動車交通公害対策】 国道 43 号等阪神地域の主要 3 幹線道路沿道の自動車排出ガスに係る大気汚染対策及び騒音対策 【山陽新幹線沿線における騒音対策】 山陽新幹線沿線における騒音対策 【海域の水質汚濁】 水質汚濁防止法に基づく排水基準の遵守徹底 水質総量削減計画の推進

出典：「兵庫地域公害防止計画」（平成 24 年 3 月、兵庫県）

(4) 神戸市環境基本計画

神戸市では、平成 8 年 3 月に「神戸市民の環境をまもる条例」第 7 条に基づき「神戸市環境保全基本計画」を策定し、その後、新たな環境施策を展開するため、平成 14 年 3 月に、平成 22 年を目標年次とする「新・神戸市環境基本計画」として改定した。

平成 23 年 2 月には、神戸市の環境施策を健全で恵み豊かな環境が将来世代に継承される都市の構築を目指すものへと変革させていくため、「神戸市環境基本計画」を改定した。

そして、平成 23 年 3 月には、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の実現等 5 つの基本方針を定め、神戸らしさ、地域特性、革新的・先進的な技術の 3 つの視点から、それらを活かした 9 つの先導的な取り組みを推進する「神戸市環境基本計画 ～自然と太陽のめぐみを未来につなぐまち・神戸～」を策定した。さらに、これを平成 28 年 3 月に、「神戸市環境マスタープラン」として改定した。

「神戸市マスタープラン（環境基本計画）」の概要は、表 2.4-31 に示すとおりである。

表 2.4-31 「神戸市環境マスタープラン（環境基本計画）」の概要

項目	概要
計画の期間	平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間
計画の主な内容	<p>望ましい環境像「自然と太陽のめぐみを未来につなぐまち・神戸」の実現</p> <p>【目指すべき 4 つの基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 低炭素 : 二酸化炭素の排出が少ないくらしと社会 2. 循環型 : 資源を有効利用し、ごみができるだけ発生しないくらしと社会 3. 自然共生 : 生物が多様で自然のめぐみが豊かなくらしと社会 4. 安全快適 : 安全・安心で快適な生活環境のあるくらしと社会
基本目標	<p>【低炭素】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 太陽光発電などの再生可能エネルギーや未利用エネルギーを公共施設へ積極的な導入し市民・事業者への普及を推進。 2. 森林・緑地などが持つ都市気候緩和効果を向上。 3. 「二酸化炭素の排出が少ないくらしと社会」を目指す取り組みが、市民の生活に定着。 4. 「二酸化炭素の排出が少ないくらしと社会」を目指す地域での取り組みを促進。 5. 地域での、地球温暖化対策の学びや実践を促進。 6. 都市機能がコンパクトにまとまった都市構造形成や総合的な交通施策の導入、エネルギーの効率的な利用を促進。 7. 「環境・エネルギー」分野の商品や技術開発に取り組む事業者を支援し、省エネルギー技術等の事業者への普及を推進。 <p>【循環型】</p> <ol style="list-style-type: none"> 8. 神戸の豊かな自然を活かし、剪定枝や厨芥類など有機性廃棄物のリサイクルを推進。 9. 「もったいない」の精神を次世代へつなぐ、環境に配慮したくらしを推進。 10. むだをなくし、ごみをできるだけ出さない暮らしを確立し、効率的で適正な処理に向けた排出・分別ルールの徹底。 11. エコタウンまちづくり、美しいまちづくりなどの、自発的かつ継続的な環境に配慮したまちづくりを推進。 12. 産業廃棄物の 3R の推進、適正処理の徹底、不法投棄対策の推進等により、産業廃棄物の適正処理を確保する。また、一般廃棄物処理施設の適切な管理等により、一般廃棄物の適正処理に努める。 <p>【自然共生】</p> <ol style="list-style-type: none"> 13. 生物多様性を保全するとともに、神戸の豊かで、かつ、身近にある自然環境をまもり育てる。 14. 都市と農村のふれあい・交流や自然とふれあう機会などを通じて、神戸産の農水産物を楽しむ食文化や自然とふれあう生活を楽しむライフスタイルを普及させ、自然をまもり育てる意識を広める。 15. 神戸固有の多様で特色あるまちなみや景観を形成。 16. 神戸の豊かな自然環境がもたらす様々なめぐみを次世代につなぐため、生物多様性に配慮した農漁業等の産業活動を推進し、水や緑などの自然環境を活かしたまちづくりを進める。 <p>【安全快適】</p> <ol style="list-style-type: none"> 17. 環境基準を達成・維持し、良好で健全な大気・水・土壌環境を実現するために、環境監視の実施や発生源対策等を進める。 18. 神戸の歴史・文化を含めた環境に誇りを持ち、住んでいる地域を守り育てる文化を広める。 19. 快適な生活環境を保全するとともに、安全で快適なまちづくり。 20. 環境教育や環境学習の拠点づくりや機会の提供などにより総合的な環境教育・環境学習の推進。 21. 環境汚染や有害環境汚染物質による健康被害が生じないように予防的に取り組み、気候変動への適応策のあり方についての検討を行い、適応策を推進。 22. 自動車排ガス対策、交通流・交通量・沿道対策などの自動車環境対策を推進し、生活環境の改善に努める。

出典：「神戸市環境マスタープラン（環境基本計画）」（平成 28 年 3 月、神戸市）

(5) 生物多様性神戸プラン

神戸市では、平成 20 年（2008 年）に制定された生物多様性基本法第 13 条の規定に基づく生物多様性地域戦略として、また神戸市民の環境をまもる条例に基づく「神戸市環境基本計画」がめざす「自然共生社会」の実現に向けた個別計画として、平成 23 年 2 月、「生物多様性神戸プラン 2020」を策定し、生物多様性を保全するための取り組みを進めてきた。

同プランが策定後、5 年を経過し、神戸市が抱えている生物多様性をめぐる課題に的確に対応し、現在の豊かな生態系、自然の恵みを次世代につないでいくため、平成 28 年（2016 年）3 月、「生物多様性神戸プラン」に改定した。

改定したプランでは、「めざすべき将来像」とその実現に向けた 5 つの「基本戦略」を定め、この基本戦略に基づき、特に重点的に取り組んでいく施策を「リーディングプロジェクト」に位置づけるなど、市民、事業者、市民団体、行政等が互いに協働して、取り組みを進めていくこととしている。

「生物多様性神戸プラン」の概要は、表 2.4-32 に示すとおりである。

表 2.4-32 「生物多様性神戸プラン」の概要

項目	概要
計画の期間	平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間
計画の主な内容	「多様ないのちを育む豊かな自然とその恵みを次世代につなぐ自然共生都市“こうべ”」をめざすべき将来像に掲げ、その実現のため取り組みを具体的に推進するための施策のあり方として 5 つの基本戦略を定めるとともに、各基本戦略に基づく具体的な取組を行動計画として示している。
基本戦略	<ol style="list-style-type: none"> 1. 場をまもる・つくる 2. 人をそだてる 3. 活動をつなぐ・ひろげる 4. 恵みを持続的に活用する 5. 情報をあつめる・つたえる・見せる
リーディングプロジェクト	<ol style="list-style-type: none"> ① 外来種から水辺の在来種をまもる 市民と取り組むアカミミガメの防除作戦 ② いきものとの共生関係を緑で築く 「生物多様性保全プロジェクト」キーナの森の整備 ③ 失われつつある希少種の生息・生育環境をみんなでまもる 土地所有者・活動団体・大学等の連携による希少植物オカオグルマ等の保全 ④ 豊かな農地をまもる 生物多様性と農業の共存共栄 ⑤ すべての市民に最初の一步を促す 生物多様性に関する啓発の推進 ⑥ 情報を集め、発信する 生物多様性保全に役立つデータベースの整備と活用

出典：「生物多様性神戸プラン」（平成 28 年 3 月、神戸市）

(6) 神戸市地球温暖化防止実行計画

神戸市では、地球温暖化対策をめぐる国内外の情勢の変化に対応し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年 10 月 9 日 法律第 117 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日法律第 45 号）に基づいて、地球温暖化防止に係る取り組みを進めてきた。神戸市では平成 23 年 2 月に「神戸市地球温暖化防止実行計画」を策定しているが、東日本大震災後のエネルギー環境の急変を踏まえ、平成 27 年 9 月に計画を改定している。

「神戸市地球温暖化防止実行計画」の概要は、表 2.4-33 に示すとおりである。

表 2.4-33 「神戸市地球温暖化防止実行計画」の概要

項目	概要
計画の期間	平成 27 年度から令和 12 年度までの 16 年間とする。
基本理念	『スマートチャレンジ！みんなで創る低炭素都市“こうべ”』
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民の健康で文化的な生活維持・向上を目指します。 2 市域での対策を通じて世界地球温暖化に貢献します。 3 市民・事業者の「協働と参画」により取組を推進します。 4 神戸の自然的・社会条件を活かした施策を推進します。
計画の目標	<p>【最終エネルギー消費量に関する目標】</p> <p>[短期目標] 令和 2 年度までに 15%以上（平成 17 年度比）</p> <p>[中期目標] 令和 12 年度までに 25%以上（平成 17 年度比）</p> <p>[長期目標] 令和 32 年度までに 40%以上（平成 17 年度比）</p> <p>【再生可能エネルギー等の導入に関する目標】</p> <p>[令和 2 年度] 神戸市域におけるエネルギー消費量の 10%以上の再生可能エネルギーを導入</p> <p>[令和 12 年度] 神戸市域における電力消費量の 30%（2005 年度基準）を地域の分散型エネルギーにする（再エネ 15%+コージェネ 15%）</p>
取組み	<p>【市民】 地球温暖化対策の重要性の理解を促進し、エネルギーの有効な使用についての取組み及び情報の入手方法を示す</p> <p>【事業者】 事業者の策定した「低炭素社会実行計画」及び「自主行動計画」等に基づく積極的な活動を支援する</p> <p>【行政】 「環境モデル都市アクションプラン」における再生可能エネルギーの普及促進などの取組みを確実に実施する</p>

出典：「神戸市地球温暖化防止実行計画」（平成 27 年 9 月、神戸市）

(7) 神戸市都市景観形成基本計画

神戸市では、「神戸市都市景観条例」(昭和 53 年神戸市条例第 59 号)に基づき、神戸らしい都市景観の形成にかかわる基本的な理念と施策を示した「神戸市都市景観形成基本計画」(昭和 57 年、神戸市)を策定している。事業実施区域及びその周囲は、本計画により「山田田園集落景観形成ゾーン」及び「帝釈丹生山系自然緑地景観形成ゾーン」に位置づけられている。「神戸市都市景観形成基本計画」の概要は、表 2.4-34 に示すとおりである。

また、神戸市では、神戸らしいまちの景観をまもり、そだて、さらに新しい神戸らしさをつくりだし、住み、働き、憩うためのまちを、個性豊かで、快適なものにするため、各地域の実状や特性に応じた景観形成を図ることを目的に、「神戸市景観計画」(平成 18 年、神戸市)を策定し、景観計画の区域として 7 区域を指定している。

表 2.4-34 「神戸市都市景観形成基本計画」の概要

項目	概要
基本目標	1. 個性ある都市空間の発掘・創造(都市の顔づくり) 2. 生活環境の質的向上(アメニティの追求) 3. 魅力ある産業環境の創出(都市環境の活性化) 4. 歴史的環境の保全(伝統文化の再確認) 5. 市民文化としての都市景観(市民意識の高揚)
基本姿勢	1. 都市空間の領域構成 都市景観の形成上、公的領域、境界領域、私的領域の 3 つの段階に区分 2. まもり・そだてる・つくる 保全・育成・創造の 3 つの視点から、それぞれの景観特性に応じた整備手法を検討 3. 住民参加による景観形成 地域住民の主体的参加と相互協力は景観形成を円滑に進める基本

出典：「神戸市都市景観形成基本計画」(昭和 57 年、神戸市)